

## 平成19年第8回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成19年12月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告  
陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第13号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する  
陳情書について
- 第 6 陳情第14号 後期高齢者医療制度に対する広域連合への意見書の提出を要請する陳情書に  
ついて
- 第 7 陳情第15号 法務局の増員に関する陳情について
- 第 8 一般質問  
議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 9 同意第 1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第10 同意第 2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 同意第 3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第12 同意第 4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右エ門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副町長	佐々木 敬治 君
収入役	坂本 昇一 君	町長公室長	深澤 廣 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	鈴木 隆 君	国体室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会会長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 農事務局長	小野寺 光廣 君	教育委員長 職務代理者	照井 成一 君
教育長	後松 順之助 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	齊藤 克也 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤 克太郎	庶務班長 兼議事班長	後藤 貞江
主査	武田 浩之		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第8回美郷町議会定例会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、19番、戸澤 勉君、20番、飛澤龍右エ門君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月17日から12月20日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月20日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸沢藤一君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸沢藤一君 登壇）

○議会運営委員長（戸沢藤一君） おはようございます。

平成19年第8回美郷町議会定例会にあたり、12月10日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しました。

はじめに本定例会の会期は、本日12月17日から12月20日までの4日間といたしました。

次に本定例会の審議内容についてですが、本日17日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告、陳情の審査を各常任委員会に付託し、一般質問を行う予定です。質問者は8名です。その後、同意第1号から同意第4号及び議案第65号の議案審議を行い終了の予定です。

18日、火曜日は本会議を休会しまして各常任委員会を開催し、付託された陳情の審査を行う予定です。

19日、水曜日は午前10時より本会議を再開し、議案第66号から議案第78号までの議案内容の説明を行う予定です。

20日、木曜日は議案第66号から議案第78号までの議案審議及び委員会報告を行い終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として町の監査委員より例月出納検査、平成19年度9月分と10月分の報告がありました。2として町の監査委員より定期監査の報告がありました。3として六郷まちづくり株式会社よりより平成18年度事業報告書・決算報告書及び平成19年度事業計画書の報告がありました。それぞれの写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

---

#### ◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 日程第4、町長の召集あいさつ並びに行政報告を行います。本定例会にあたって、町長より招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

---

○町長（松田知己君） 平成19年第8回美郷町議会定例会の開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、11月20日に地方自治法施行60周年記念式典において、当町が優良市町村として総務大臣表彰を受けました。旧町村からこれまでの取り組みが評価されたもので、これまで以上に一層精進に努めてまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

総務課関係ですが、11月3日に「町の日」記念式典を開催し、約400人のご参加をいただき挙行いたしました。式典では、長年にわたり町政の発展に寄与された2名の方々を功労者として表彰するとともに、グランドプリンスホテル赤坂の総料理長の久米博樹氏から「ふるさとへの想いと私の料理人魂」と題して記念講演をいただきました。

また、11月12日には、秋田わか杉国体の終了や滞納対策に重点を置くことを目的に組織機構の改編と人事異動を行いました。町税や各種使用料や負担金等の未納金が約1億9,000万円余りあり、町財政を悪化させていることから、税負担等の公平性や財源確保のために関係各課長で組織する美郷町滞納対策本部と税務課内に新たに滞納対策班を設置し、各種未納金の回収に向けた取り組みを強化したところです。

次に平成19年度の新規職員採用試験についてですが、34名の応募があり、29名が一次試験を受験しております。二次試験では一次試験で選抜された6名のうち3名を任用候補者名簿に登載しました。

次に協働参画のまちづくり事業についてですが、住民がお互いに支え合い、助け合う共助の醸成、地域づくりや地域社会への貢献などを目的として、昨年度から町職員による検討やアンケート調査、関係する社会福祉協議会やシルバー人材センターとの情報交換を行い、「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」を策定しました。

現在、この方針を具体化するため、実際にボランティア活動などに参加している方々と町職員による検討委員会を立ち上げ、検討に着手しておりますが、更に社会福祉協議会や既存の人材バンク、シルバー人材センターとの調整や棲み分けなどを整理し、事業化に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

企画課関係ですが、大田区との交流として11月10日、11日の両日「O T Aふれあいフェスタ2007」が開催され、美郷町から交流・物販あわせて51名が参加しました。

今年も昨年同様、オープニングイベントとして美郷町の菖蒲太鼓保存会による「後三年の役合戦太鼓」の演奏を実施し、その勇壮な実演は大田区民の絶賛を浴びました。物販関係では、J A関係、商工会関係26人が参加、野菜、漬物、米、酒などの美郷町の特産品の販売を実施しております。

次に、地域公共交通の進捗状況について報告します。6月8日から11月27日までに4回の内部検討会を開催し、町全体の公共施設利用、通勤、通学、通院や地域内交流の促進、生活バス路線の廃止による代替交通の確保など、福祉、教育、産業、住民生活など様々な視点で、町の地域内交通のあり方について検討しております。町の地域内交通としては、地域内交流と公共施設への交通確保のための南北線と廃止路線の代替を含んだ東西線が必要との方向性で更に検討を深めてまいります。

住民生活課関係ですが、水環境の保全を図るため、河川等の水質検査や水源周辺へのごみ不法投棄の監視などの施策を講じてきておりますが、将来にわたって清浄な水環境を維持できるよう、町民各位の意識啓発等を意図した条例を策定したいため、その検討委員会を立ち上げ、12月4日、第1回目の検討会を開催しております。今後、さらに検討を重ね、年度内の条例制定を目指してまいります。

来年4月からの「ごみ有料化」につきましては、町内各地区において住民説明会並びに指定有料袋取扱店説明会を10月10日から開催し、同月26日に終えております。今後は、住民の皆様にごみの減量化・資源化の実践に協力をお願いしていくほか、有料化に向けた準備作業を進めてまいります。

来年度からの供用開始を予定している大仙美郷環境事業組合最終処分場建設工事は、11月末現在、進捗率68.6%で、現在、貯留槽整備工事が終了し、被覆設備工事、浸出水処理施設工事などにとりかかっており、一部遮水シートの貼り付けも始まっております。また、昨年度改良工事を終えた「屎尿処理場」につきましては、順調に稼働しております。

また、町消防団の分団再編については、消防団との協議を踏まえ、11月1日より全分団を2班編成としたところです。

福祉保健課関係ですが、先般、町及び介護保険事務所双方の事務手続きの不手際から、美郷町の一部の方々の年金から天引きされる10月分の介護保険料について、税制改正により保

保険料が上昇した方々に対する軽減措置を講ぜず、年金から徴収するという事態が発生いたしました。

該当する467名の被保険者の皆様に対し、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止に万全を期してまいりますので、引き続き介護保健事業にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

該当する皆様には、介護保険事務所より早速お詫びと過徴収の内訳の通知を発送するとともに、11月26日、10月に過徴収した介護保険料を対象者に還付しております。また、介護保険事務所で12月及び2月の年金からの徴収について徴収額の変更ができるか社会保険庁に問い合わせましたが、中途での変更はできないとのことで、社会保険庁から送付される年金からの控除額確定データを確認後、介護保険事務所で速やかに還付手続きをとっております。

次に、来年4月に創設される「後期高齢者医療制度」について、被保険者から負担して頂く保険料の試算がまとまり、11月26日開催された県後期高齢者広域連合議会で決定されました。被保険者一人あたりの保険料は、均等割額が38,426円、所得割率は7.12%で、年額で平均60,041円と国の試算額74,400円を大きく下回っています。また、県全体では加入者の5割以上の方が均等割の軽減対象になると見込んでおります。広域連合事務局では国の試算を下回った要因として、全国平均と比べ一人あたりの老人医療費が少ないことと75歳以上の方の所得が低いことをあげております。

町といたしましては、これまで広報等を通じて後期高齢者医療制度について周知を図ってまいりましたが、保険料の決定を受け、12月下旬に高齢者を対象とした説明会を開催するなど、円滑な施行に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、自治体においても取り組みの強化が求められている自殺予防対策についてです。19年度の新たな事業として実施を予定していた「メンタルヘルスサポーター養成講座」を美郷町民や民生児童委員、相談業務に携わっている機関の職員など受講申込のあった約50名を対象に11月20日から開催しております。11月から1月にかけて、基礎から実際の活動が出来るようになるまでの5回コースで、講師は自殺予防について県内各地で積極的な取り組みをなされている秋田大学医学部の佐々木久長先生です。

商工観光課関係ですが、温泉施設のあり方について、庁内での検討委員会を12月7日に開催し、これまでの地域における立地意義や利用状況、経営内容、今後の維持管理の見通しなど細部にわたる検討を実施しております。多様な住民ニーズに応えられる温泉のあり方につ

いて、精査検討してまいります。

10月28日、秋田ふるさと村において、横手市と共催で「後三年の合戦歴史遺産を考える集い」を実施いたしました。午前中は町内の鎧ヶ崎城跡見学を皮切りに、後三年合戦に縁のある金沢公園や沼柵（ぬまのさく）など史跡めぐり探訪ツアーを行い、午後は遺跡調査発表、基調講演、シンポジウムにおいて歴史遺産を活かしたまちづくりについて活発な意見交換が行われました。地域の貴重な史実を後世に伝え残すため、今後も共催者の横手市をはじめ、岩手県側の市町とも交流を継続して参ります。

湯とぴあ雁の里温泉源泉掘削工事ですが、今年1月19日に着手し、8月1日に掘削深度1,000mに達し、10月2日の揚湯試験において温泉揚湯量は毎分63リットル、湯温度は43.5℃と確認されました。残念ながら仕様で定めた毎分90リットルには至らず、今後の取り組みについて現在、株式会社日さくと協議調整を行っております。

農政課関係ですが、管内の米の作柄と秋田統計情報センター発表県南地区の作況指数ですが、出穂期以降の異常高温や日照不足、集中豪雨などで作柄が心配されたものの、県南は104のやや良となりました。12月1日現在の米の出荷状況ですが、美郷町全体では60kg換算で昨年より約6,200俵多い339,449俵が集荷され、一等米比率は昨年より1.2ポイント下降して94.6%となっております。

次に、合併の協議が進められておりました秋田おぼこ農業協同組合と仙北畜産農業協同組合の合併予備契約調印式が、10月25日大仙市で行われ、来年4月1日をもって合併する運びとなりました。

次に、11月3日と4日の2日間、仙南交流センター、仙南公民館、総合体育館リリオスなど4会場で「第3回美郷フェスタ2007」を開催、農産展や文化展、商工会即売、各種イベントが開催され、町内外から多くの方々が訪れ盛況のうちに終了しました。

次に、集落営農組織や農業法人など担い手への支援活動ですが、10月11日に税理士による経理研修会を開催するとともに、担い手アクションサポートチームによる窓口相談はもとより組織への訪問指導等を積極的に実施し、支援活動の充実に努めております。なお、10月28日仙南地区で集落営農組織が新たに1つ設立されております。

次に、8月20日から建設工事が進められている美郷町堆肥センターですが、11月末の工事進捗率は建築部門が55%、電気設備54%、機械設備87%で、計画どおり進んでおります。なお、堆肥センターの運営ですが、10月25日第三セクターとして株式会社「美郷の大地」が設



立され、代表取締役が畜産団体の代表が就任しております。

次に、11月19日の雪による被害ですが、15棟608坪のパイプハウスが全壊又は半壊の被害を受け、14戸の農家が被災しております。なお、大豆は11月16日で全ての刈り取りが終了しております。

次に、町内38地区で取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業ですが、9月18日から3日間全ての活動組織を対象とした経理指導とヒアリングを実施するとともに、11月1日、13日に特定組織を対象とした個別指導を県と一緒に実施し、事業の円滑な推進に努めております。

次に、ほ場整備事業についてですが、土崎・小荒川地区は換地計画書の縦覧等の法手続きが完了し、今後登記手続に入り計画どおり事業が進展しております。本堂城回地区ですが、今年度予定しておりました60.4haの工事は順調に進み、12月の工期内に完了の見込みとなっております。

建設課関係ですが、9月定例議会以降の工事発注状況については、道路維持工事として釜蓋中町田線ほか2路線、改良舗装工事として野中西明田地線ほか14路線を1億2,429万円、その他安全施設工事、水道管移設工事など5件、1,556万6,000円の発注額となっております。

住宅関係では、塚Ⅱ地区の住宅外構工事376万円の発注額となっております。

除雪関係では、今年度の町の体制として町所有及び借り上げを含め73台の除雪機械により、町道467キロメートルの除雪を行い冬期交通の確保に努めてまいります。

国体室関係ですが、46年ぶりの開催となりました第62回国民体育大会「秋田わか杉国体」は、県内各地で熱戦が繰り広げられ、初の天皇杯・皇后杯を獲得して大きな喜びをもたらしました。

美郷町では、9月29日の自転車競技のオープニング・プログラムを皮切りに、翌30日には特設コースでロードレース競技が、翌10月1日から4日までは自転車競技場でのトラック競技が、それぞれ行われました。

続くバドミントン競技は、総合体育館リリオスにおいて10月5日から8日までの4日間にわたり熱戦が繰り広げられました。

自転車競技では、実況のアナウンスがレースを盛り上げ、応援に拍車を掛けるとともに、バドミントン競技でも、民泊の受入集落ごとの熱い応援合戦が展開され、競技会場の雰囲気づくりでも美郷らしい大会を実現できたことは大きな成果と考えております。ボランティア

の方々はじめ、ご協力いただいた皆様から心から感謝を申し上げます。

競技会の観客動員数は、延べで自転車競技が12,300人、バドミントン競技が12,230人でした。また民泊の受入実績は選手・監督が475人、受入家庭が124戸となっております。

国体終了後の、県の国体競技会開催に関する運営交付金の精算事務や来年度以降に国体を開催する県の競技開催地に対して美郷町国体事業概要説明会を開催し、自転車とバドミントン競技会の資料並びに開催準備に関する様々な情報を提供することとしております。

さらに、国体競技会開催報告書、国体開催記念プレートの各競技会場への設置の準備を進めております。これらと併行して国体事業経費の全ての清算事務を行い、美郷町実行委員会の総会において、収支決算報告等を承認していただき、実行委員会を解散することとしております。

学務課関係ですが、全国学習状況調査を今年の4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しております。結果につきましては、国、県の平均と比較した町の平均という形で10月下旬に県から示されております。また、児童一人一人に対しては、個票が学校を通じて手渡されております。

今回実施した国語、算数・数学の学習状況は、全国と比較した場合、おおむね良好と判断していますが、知識・技能等の「活用」に係る問題に着目すると、特に小学校では今後一層力を付けていく必要があるように思われます。今後、各学校において実態を分析し、保護者に状況を説明することとしております。また、到達していると判断できる領域については一層の充実と伸長を図るとともに、不足している領域については、それぞれの児童生徒や保護者とともに課題を共有し、速やかに指導方法の改善に取り組んでまいります。

また、10月に3歳以上の幼稚園・保育園及び小中学校の保護者の皆様や一般の方々など総計2,500名を対象に学校将来構想アンケートを実施し、現在集計作業を行っております。結果につきましては、「望ましい学校規模を考える委員会」に報告するとともに広報等でお知らせいたします。来年度には、アンケート結果や委員会の意見を基に学校の将来構想について具体的な方向性を検討してまいりたいと存じます。

次に、不審者対策ですが、11月27日に子ども見守り集会を開催しております。現在、「子ども見まもり隊」ボランティアとしてステッカー事業に協力いただいている方は443人、88企業の皆様で、車両1,017台となっており、今後とも地域の皆様のご協力を得ながら犯罪の抑止と地域づくりに取り組んでまいります。

次に、教育委員長でありました清水猛氏が後進に道を開きたいと11月30日付けで教育委員を辞任いたしました。清水氏には、これまでに教育委員会の代表として教育行政にご尽力いただきました。心から感謝申し上げます。

社会教育課関係ですが、プールパークせんなん膜屋根改修工事については、テント生地の変更に伴って工期を延長していましたが、11月30日で工事が終了し、完成検査を12月7日に行っております。

続きまして、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

同意第1号、第2号及び第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、任期満了に伴い、泉龍弘氏、小西弘蔵氏、藤田智氏を引き続き、選任したく、お諮りするものです。

同意第4号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、任期満了に伴う照井成一氏の再任についてお諮りするものです。

議案第65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、小川順道氏の辞任に伴い、新たに吉水是真氏を人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものであります。

議案第66号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児短時間勤務制度が導入に伴う改正について、所要の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第67号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、人事院勧告を鑑み、一般職の職員の給料月額、扶養手当の額の改正について、所用の規定を整備したく、お諮りするものです。

議案第68号及び第69号 指定管理者の指定についてですが、アクティセンター等の公の施設を管理運営する指定管理者、及びその指定期間について、お諮りするものです。

議案第70号 町道の認定、議案第71号町道の変更、第72号町道の廃止についてですが、町道の改良に伴い、お諮りするものです。

議案第73号 工事請負契約の一部変更についてですが、六郷東部地区簡易水道第1工区新設工事の工事内容の変更による契約金額の変更について、お諮りするものです。

議案第74号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、11月に新設された税務課滞納対策班の班員の職員手当等の増額、仙南地区最終処分場場内整備工事の繰り延

べに伴う歳入歳出予算の減額、教育施設環境整備に伴う工事請負費の増額及び人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第75号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、退職被保険者等療養給付費等の増額等について、お諮りするものです。

議案第76号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、六郷東部地区簡易水道事業の事業量追加に伴う歳入歳出予算の増額及び人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第77号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、下水道事業債の増額、公共下水道事業の事業費の組み替え及び人件費の調整等について、お諮りするものです。

議案第78号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、人件費の調整について、お諮りするものです。

以上、行政報告とともに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎陳情第13号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第13号 後期高齢者医療制度に対する政府・厚生労働省への意見書の提出を要請する陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認め、陳情第13号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第14号の上程、説明

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、陳情第14号 後期高齢者医療制度に対する広域連合

への意見書の提出を要請する陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第14号については、教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎陳情第15号の上程、説明

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第7、陳情第15号 法務局の増員に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤福章君) 異議なしと認め、陳情第15号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### ◎一般質問

○議長(伊藤福章君) 次に、日程第8、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

---

#### ◇ 武 藤 威 君

○議長(伊藤福章君) 9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

(9番 武藤 威君 登壇)

○9番(武藤 威君) おはようございます。9番武藤です。

私、武藤 威の一般質問は、前置きが少し長くてなというようなことを時には言われますけれ

ども、私は、ここへ立つ以上は、自分で聞きたい、わからない、自分で聞いて歩く、調査する、それでわからない。そこで、町ではどう考えているのかということを含めながらずっとやってきましたので、私は前置きと思っておりますけれども、どうしてもそういうことになってしまうようでございますので、何とかその辺をご容赦のほどをお願いしたいわけでございますけれども、ところで12月5日ですか、10日でしたか、例のNHKのワーキングプア、働いてもなかなか暮らしていけないというようなNHKの特別番組がまたこの間ありまして、また私みたいなやつがほんの数秒間、カットにカットされて何しゃべったかわからないような形で出ておりましたけれども、これは全国放送ですので余りわからないでよかったなと思っておりますけれども、これもいつかしゃべったこともあったかもしれませんけれども、実は今年の今ごろ、クリスマス終わって正月来る先でしたけれども、すぐそのことで私一言テレビ局の前でしゃべってしまいましたけれども、実際あったことございまして、私もいつものように紙たなぎながら1戸1戸回って歩きました。あるうちに差しかかりましたら、玄関の雪を払ってないと。あれ、おかしいなと思って、いつもならいるのにおかしいなと思って雪こいで入って「じいちゃん、ばあちゃん、いたか」と、「いた」と奥の方で聞こえる。そういう声が聞こえました。「何してたっけな」と「寝てた」と。「あれ、12時過ぎてまだ寝ていたか」と。「んだ。ことし石油高いし、まんまを食うというえばおかず買わなければできないべし、昼間ころ起きてまんま食って、じいちゃんとばあちゃんとまんま食って、またテレビでも見たり、雪かいてみたりして、すもうあればすもうちょっと見て、また寝るよ。そういえば、医者に行く。薬も毎食3回飲めといっても、食後飲めと言われても2回で少しぐらい伸びていくと。そして、おれの嫁になっていった娘、一人娘、おやじに別れて1人今すぐそこにいると。わらしも大きくなって、ただし銭こも来なくなると。とてもこれ以上銭こもらえない」というような声が聞こえてきました。そして、じっちゃん、昼間のおかずもできてたと。「何食ってた、今」と言ったならば、「んだ。旧役場の前のスーパーに行ってイカとサンマと1皿ずつ分けてもらって安く買って来た」と。イカはイカ塩辛にして、サンマはじいちゃんとばあちゃんと半分分けして、きょうおれ頭食って、ばあちゃん、しっぽの方食え。おれ、あした逆食うなんて言ったくらいにして、余れば塩で漬けたりみそで漬けたり、そうやって暮らしている。これは、その人1人だけのことではない。やはりこうして回っている中で、全国的にですけれども、そういう例がたくさん、美郷町、随分回って歩くともっともっといいます。そういう例を出したわけでございますけれども、こういう例が本当に全国放送されないでよかったなと思っておりますけれども、もう今石油も1週間に70円も上がる時代になってしまいましたけれども、

ももっとも厳しいと思います。

そういう中で、今町長も説明の中で、あいさつの中でありましたけれども、この後期高齢者ですけれども、家族初め、特に老人世帯の方々は本当に心配しております。ただ、町ではこの後説明しながらやっていくということのようでございますけれども、ところでその辺をもうちょっと砕いて聞きたいと思っております。

来年4月から実施の医療制度についてでございますけれども、昨年6月に強行されました医療改革法、12本の法律から構成されているようでございますけれども、高齢者を中心とした自己負担上限の引き上げと混合診療の導入、療養病床の削減とともに後期高齢者医療制度というのを導入されることになりましたけれども、この制度から見ますと、保険料は容赦なく取り立てる一方で、75歳以上が受けられる医療は他の年代より貧弱な内容にすることをねらっているのではないかなと、私はそうしか思えないわけでございます。患者の治療や検査を行った医療機関に支払う医療のいわゆる値段ですけれども、診療報酬で決まるわけでございますけれども、この制度では75歳以上の高齢者の同じ治療でも、それ以下の世代とは別の値段にして差をつけようとしているのではないかなと思われるわけでございます。先ほどの報告にもありましたけれども、診療報酬の骨子、この文書のある新聞で見ましたけれども、そこでは75歳の治療の長期化が見られると。いずれ死を迎えるなどと特徴づけておると。びっくりしました。それに見合った程度の医療にとどめることを求めており、いわゆる終末的医療では患者や家族から過剰な延命治療を行わないという誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させて退院させた病院には診療報酬を上乗せするなどの在宅死を促進させる方向も検討しているようでございますけれども、自宅や介護施設で亡くなる人を今の2割から4割にふやせば医療給付費が5,000億円ほど減らせるということのようでございますけれども、また医療費がかかる、病院は死に場所ではないとばかりに病院から患者を追い出そうとしているとしか思えないわけでございます。今お年寄りがお年寄りを介護する時代になってきて、これもなおなお多くなるのではないかなと心配されるわけでございます。

そのほか、時間の関係で言いませんけれども、前期高齢者の方も便乗してとでもいいですか、年金上乗せほかいろいろ関係に係るわけでございますけれども、また先ほど言われましたけれども、県の広域連合試算では均等割が3万8,426円、所得割7.12%。均等割と所得割の対応は64対36、被保険者が1人当たり6万41円。いずれこうした数々の不安材料が多くあることから、町として対応も含めて質問したいわけでございますけれども、いわゆる後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者だけを別立ての医療保険にすると。障害者1から3級は選択、また生活保護世帯は対象か

ら外すというようなこともあるようでございますけれども、加入は世帯単位から個人単位になるわけですね。そうなれば、例えば75歳のじいちゃんと73歳のばあちゃんいる場合、じいちゃんは後期高齢者医療制度に入っていくと。ばあちゃんは、新たに国保世帯となって国保税を払うことになる。そういうことになるわけで、また子どもさんいる場合、健康保険の扶養家族に対してもこの制度でまた新たに保険料を払うことになると思いますけれども、それぞれのこの制度の、頭悪いのでこの特徴、対象者は先ほど出ておりましたけれども、その辺を聞きたいと思います。

それから、年金額が月額1万5,000円以上の人は年金から天引きされるということでございますけれども、保険料を半年間滞納すると保険証を取り上げる。いわゆる3カ月ぐらいしか行けない短期保険証とか、1年間払わなければ資格証明書と。現在悪質な滞納者に資格証明書を発行しておりますけれども、ただ困ったことに75歳以上は法律でそういう人は発行しなくていいと。死になさいと。自殺をまた秋田県でふやす政策かなとも思われるような、死ぬしかないというような形になるようですけれども、その辺も聞きたいと思います。

いずれ天引きできない無年金の人が滞納すると保険証が取り上げられると。今まではなかったことでございますけれども、支払い能力、滞納者増によってなお一層こういう資格証明書や短期保険証の人がふえていくのではないかと。金のない人が10割の負担して医者に行けと言ってもこれは無理だ。絶対行けないという形になっていくのではないかと。そういう心配がこの町でも出てくるのではないかと。その辺もお聞きしたいと思います。

本人や家族が納得する医療が受けられないのではないかと。短期退院、病院から追い出される心配はないのか。わずかな年金暮らしのお年寄りなど、金のない老人世帯など、病院に行く回数を減らすとか、また行くことができない方も多く出るのではないのかどうかと。その辺をお聞きしたいと思います。

県も決まってその説明に行くわけでございますけれども、県、国で決まったということはどうすることもできないんだと言われますけれども、そういうことを言ったら、この町内のそういう人たちを助けるための自治体、また議員もこの町には要らなくなるのではないかと。やはりもうあと数カ月ですけれども、こういうものは改良してほしいと。どんどんと町、県に要望していく必要があるのではないかと。

実は、1960年にはお年寄りの医療費を無料に、そして翌年の61年には乳幼児無料ということで全国的に有名になった岩手県の沢内村の深沢村長さん、あの方はどういうことを言ったかということ、ちょっと見てみましたけれども、生命尊重こそが政治の基本ということでやったわけでござ



いますけれども、やはり当時国や県が老人医療等無料化を叫んだその沢内村に対して、国民保険法の違反だと難色を示したわけでございますけれども、村長はそのとき、いや、これは憲法違反にはならないと。これをやらなければ憲法が保障している健康で最低限度の生活すら得られないんだ。どうでもやっていくんだということでやったわけでございますけれども、これはあらゆる自治体の手本となると。本当の姿ではないかなと、私は勝手にそう思っておりましたけれども、いや、懐を気にしないで病院にかかることができる仕組みを、村全体を明るくした、いつときでしたけれども、いつもそういう体制でいなければできないのではないかなと思うわけでございます。その辺を含めて、それひとつお聞きしたいわけでございます。

それから、時間が半分になってしまいましたので、途中から、今度は次の大台野広場のカントリーパークのさらなる利用を求めてに入りたいと思いますけれども、大台野広場にはサッカー場、野球場、グラウンドゴルフ場、ラベンダー、遊園地、時には散歩やジョギング等で大いに利用されておりますし、ラベンダー時期になりますと大型バスなども入ってくるわけでございますけれども、サッカー場には団体の方も来ておるようでございますし、休日や下校後にお父さん、またお母さん、兄さん、友達と見られる方々から個人的に練習等、サッカーやっておる姿も見られるようになりました。また、ラベンダーにおきましては、県内外から多くの観光客等来ておりますし、また一番ほほ笑ましいのは、各地の介護施設から介護タクシーあるいは連れてきてもらったりして心をいやしに来ていると。それから、幼稚園、それから子どもたち等来ている姿を見れば、ただきれいだだけでなく人間形成の一役も買っている場所ではないかなと。本当に大事な施設だとも考えるわけでございますし、またグラウンドゴルフ場におきましては、もちろん町内外から来ておりますし、私もグラウンドゴルフの、名前だけですけれども会員になっておりますけれども、私が入ったときは20人ぐらい、今は200人ぐらいだと思っております。それだけ熱が入ってきておりますし、一方マレットにおきましては、遠くは岩手県からも来ておるようでございます。いずれにせよ、ただこのままではちょっともったいないとでもいいですか、まだ伸びる、まだ利用する、ためになる施設として生きてくる場所ではないかなと思っておるわけでございます。

それで、提案を含めて質問するわけでございますけれども、せっかくできました横手からの山麓道路でございますけれども、田沢湖にかけてのみずほの里ロードですか、やはりあの道路もメインとなって結構これからは歩くと思います。ただ、大台野広場も東西に山の上に道路なっておりますけれども、あれから何本か、北からもですけれども通用する道路があるわけでございますけれども、どれをとっても狭い。交差するにはちょっと無理だということところがたくさんあるわけ

で、本当は一番上の道路を広くして、それに通ずる道路を広くすれば一番よいわけでございますけれども、半年間という、そして財政上という一番問題あると思いますけれども、やはりそういう中で、特にラベンダー近くになりますと、大型バスの運ちゃんをしている方もおりますけれども、この道路が広げればねというような声も結構聞かれるわけでございますけれども、そういう場合、やはり今堆肥センターもできるわけでございますし、あそこに通じる交差点、あれさえ広げれば、そして山麓道路に一番最短距離の道路となれば、さんのところからアクティセンターにかけて、あそこの交差点、あれさえできれば何とかなるのではと勝手な今解釈しておりますけれども、その辺を考えてもらえないのかなと思うわけでございます。さんのT字路のところですけども。

それから、看板ですけども、ラベンダー時期になりますと、大仙、六郷初め町内に紫のラベンダーの旗がたなびきます。ああラベンダーの時期になったなど。観光客もその旗を見て来てくれると思いますけれども、結構道を聞かれるわけです。私のところは湯ノ沢だか、湯沢だか。たまに大きいバス来たりしますけれども、そういう形でですけども、旧仙南に行くと、例えば釜蓋とか今泉とか籠林、大体うちらでも歩けるわけですけども、旧六郷、旧千畑に来ればそういう看板すらない。ましてや、ラベンダー、大台野広場、そういう看板すら見えない。やはり少し看板不足ではないのかと。その辺をもうちょっと考える必要がないのかなと思います。

それから、先ほど言いましたけれども、グラウンドゴルフでございますけれども、この熱は年々伸びてきております。これは全国的にでございますけれども、ただシーズンになると町内のグラウンドゴルフ愛好者、クラブ員初め愛好者が、もちろん千畑、大台にも来ますけれども、どうしても太田とかほかのグラウンドゴルフ場にもう半分以上を足をとられてしまう。これはコースのせいもあるかもしれないけれども、一番の問題は、私もやってみて、やっぱり年間通して大会さえあればそこに2回、3回と練習に行きます。この美郷でもラベンダー杯とか交通安全とかJAとかやっておるわけでございますけれども、やはりよそのそういう人の多いところを見ますと、そのグラウンドゴルフ特有のとでもいいますか、毎月決まったように月齢の大会をしていると。月齢の大会をして、例えば1位から5位、1位、10位までとかこうやって、最後にはチャンピオン大会とかそういう名前ですれば定期的に必ず練習に行くと。そういうこともありますので、やはりそういうものを取り入れながらやっていったらもっともっと利用増を図ることが期待されてくるのではないかなと思います。

それから、これも提案ですけども、公式グラウンドゴルフ場の認定を受けたらどうかでござ

います。これはわずか4万だか5万円でできるわけでございますし、私も郡大会とかそういうものたまに行ったこともございますけれども、もうこれくらいのゴルフ場あって隣の野球場あるいは時にはサッカー場あたりを使えば東北大会、国体、全国大会やれる立派なゴルフ場になっておりますので、その辺も考えてやっていくことはできないのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 初めに、後期高齢者医療制度に関する質問についてお答えいたします。

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、高齢化に伴う医療費の一層の増大を踏まえ、国民皆保険という現在の制度を将来にわたって持続可能なものにするよう負担能力を勘案しつつ、現役世代と高齢者でともに支え合う制度としてこの制度を創設されたということをまずはご理解を願いたいというふうに存じます。

武藤議員のご質問の内容につきましては、制度の細部にわたる質問でありますので、福祉保健課長の方から答弁させますので、ご了承いただきたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 福祉保健課長、登壇願います。

（福祉保健課長 辻 一志君 登壇）

○福祉保健課長（辻 一志君） ただいまの武藤議員の質問について、私の方から答弁させていただきます。

質問の内容が大変多岐にわたっておりますので、通告書に従って、その順番で答弁させていただきますことをご了承願いたいと思います。

まず、1番目として制度の対象者というご質問でございますけれども、美郷町では平成20年4月1日現在で75歳以上の方が3,860人、それから65歳以上75歳未満の方で障害で該当になる方、この方が237人、合計4,097人と見込んでおります。

また、支払い能力の関係あるいは滞納者がふえるのではないかというご心配についてですけれども、後期高齢者医療制度は国保と同様に低所得者には所得額に応じて7割、5割、2割の均等割の軽減措置がございます。また、新たに保険料を負担していただくことになる社会保健の被扶養者となっていた高齢者の方には、2年間は均等割額が2分の1になるとともに、制度開始当初は激変緩和のため保険料凍結などが行われることになっておりますので、高齢者の負担を考慮したものとされていると考えてございます。

また、特別徴収の関係から申し上げますと、9割以上の方が特別徴収になるものと見込んでおりますので、介護保険の例なんかも見ましても収納率の向上につながるものと考えております。

続きまして、医療費の包括払いの、いわゆる定額払いの制度についてでございますけれども、包括払い制度を含めた平成20年度以降の診療報酬につきましては、後期高齢者の初診料あるいは再診料の見直しなどとともに、現在中央社会保険医療協議会で検討が進められているところでございます。医療費の支払い方式には、出来高払い、包括払いというのがございますが、出来高払いの場合には過剰診療が危惧される。あるいは、包括払いの場合には過小診療が危惧されるというような一長一短がございます、どちらがすぐれているかはにわかには判断しがたいところがありますので、高齢者がその状態に応じて不安なく医療機関を受診でき、納得できる診療が受けられる診療報酬体系となることを期待し、今後の中央社会保険医療協議会の審議を注意深く見守っていきたいと考えております。

それから、保険証の取り上げについてのご質問でございますけれども、保険証を返還させ資格証明書を発行することにつきましては、納付を続けている被保険者の保険料の納付意欲を減退させることのないよう、被保険者間の公平性を確保するために高齢者の医療の確保に関する法律第54条に規定されてございます。広域連合としては、省令で定める保険料の納付ができない特別な事情がある場合には交付しない等の措置を講じる予定でございます、資格証明書の交付対象としては、負担能力があるにもかかわらず納付しない悪質な被保険者のみとする予定でございます。

それから、ご質問ではお金のない人が病院に行く回数を減らすのではないかというようなご質問がございましたが、医療給付につきましては、自己負担限度額や入院時食事代の標準負担額などについて従来の老人保健と同様の給付が受けられますので、現役世代並みの収入のある方を除き医療費の自己負担も従来どおり1割でございます。高齢者にとっては大きな変更なくこれまでどおり医療機関を利用できるものと考えております。

ただ、高齢者の負担についてのご質問が中にごございましたけれども、介護保険や税制改正などによって高齢者の負担は徐々に重くなりつつある状況は事実と言わざるを得ませんので、セイフティネットとして社会保障制度、医療あるいは年金などの制度とともに、特に生活保護制度が有効に機能することが社会の安心と安定につながるものと考えております。

あと、後期高齢者の健診についてですけれども、後期高齢者の健診は生活習慣病の早期発見を目的に行われますので、既に何らかの生活習慣病によりかかりつけ医を受診している方はかかりつけ医の判断によって健診の必要はございませんけれども、その他の健診を希望される方につい

ては老人保健法による住民健診のときと同様無料とする予定でございます。また、健診費用につきましては、広域連合による健診実施市町村への全額補助になる予定です。

また、ご質問の中に住民の意見というようなご質問がございましたけれども、広域連合が運営する後期高齢者医療制度につきましては、国民健康保険法で規定されているような被保険者などの代表による運営協議会の設置は法令では定められていません。ただ、制度運営に当たり重要事項に関しては被保険者を初め関係者からの意見聴取が必要と考え、平成19年7月19日に秋田県後期高齢者医療広域連合運営懇話会を設置しております。委員は、被保険者4名、保険医、保険薬剤師3名、学識経験者3名、関係団体4名の計14名でございます。広域連合といたしましては、関係団体の説明会などさまざまな機会を通じて意見聴取に努めていくことにしていますが、町としても制度の説明会や団体との会議の場で意見を伺うとともに、住民の皆様からも随時制度に対するご意見を寄せていただき、町で対応できるものについては町で、対応困難なものについては広域連合や県、国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 次に、大台野広場の利用についてですが、議員ご指摘のとおり多くの方々から利用いただいております。その中でも特にグラウンドゴルフ場の利用者については、今年度で延べ1万3,000人ご利用いただいております。年々増加傾向にあります。こうした傾向をふまえての道路整備については、より利用しやすい環境となるように検討していくことが必要と認識しており、議員ご提案のみずほの里ロードから大台野広場に通ずる町道浪花高野大台野線については、利用促進につながる道路と考え、事務的には既に検討の路線となっているところです。今後財政的に有利な事業を模索しながら、道路整備上の優先度なども加味して検討して、その具現化の時期を見きわめてまいりたいと考えております。

また、案内看板設置につきましては、大台野広場のみならず町内全般の案内看板について望ましい姿を模索するとともに整備をしていかなければなりませんので、その中で今後検討してまいりたいと存じます。

また、グラウンドゴルフの公認コースにつきましては、グラウンドゴルフ協会の意向も踏まえて既に公認申請を行っており、ことし10月には社団法人日本グラウンドゴルフ協会による現地審査が行われております。先般、12月12日付で認定を受けたところでありますので、今後は全国組

織である協会ホームページなどに掲載され広くPRされることとなります。したがって、町主催というよりは協議団体の皆様が主体的に議員ご提案の月例会などを催していただき、そのすそ野を広げるとともに、施設の有効活用をしていただくように期待するところでございます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 9番、時間が参りましたけれども、再質問ありますか。（「なくなっていましたけれども、1分ください」の声あり）許可します。

○9番（武藤 威君） 課長さんが言われましたけれども、わかりました。わかりましたけれども、説明すると。町の広報にもありましたし、町長のきょうの冒頭のあいさつの中にもありましたけれども、まだまだ我々、特に年いった方々は心配だらけでございますし、例えばある者には凍結とか、ある者は2年間というふうに、いずれそのときになればかかってきますから、そうでなくても今は生活保護基準が下げられようとしていると。そういう中で、なお一層厳しくなるのではないかなと思っております。

それで、時間が来ましたけれども、許しを受けまして一言だけ、実はある医院の院長先生とお話しして、後期高齢者のことを聞きたくって行きましたけれども、いろいろ忙しいということで奥さんとしゃべる機会がございましたので、その内容の一部を皆さんに報告しながら終わりたいと思いますけれども、後期高齢者医療制度について何と考えておりますかと聞きましたら、いや、予防、病気の早期発見に力を注いでいる当院なので、後期高齢者健診から国が手を引こうとしている制度にひどく腹が立っているということでした。先生は別だかもしれないけれども、かあさんがこう言いました。当院の患者はどこかに持病や不調の部分のある高齢者が大部分、お年寄りがサロンとして来院しているのではないと。包括払いが始まれば患者さんたちが薬が減ったとか診察代が高くなったとか不信感が広がりはしないか心配だと。年金から保険料が引かれる制度、通院回数の抑制、薬の節約を引き起こさないか心配です。これまでものどの痛み、風邪だと思って買い薬で我慢していたそうですけれども、痛みを我慢していたお年寄りが我慢できなくなって当院に来ました。そのときはどうしようもない末期のがんでした。このようなことが起きかねる心配もありますので、課題がありますということのようでもございました。

いずれにせよ、これは大変まだ浸透していない。もう上の方でみんな決めてしまっていて、やはり町としても大いにこのことを、来年の4月まででするのでやっていかなければ、自殺が減るならいいがふやす施策ともなるかもしれないと私は勝手に解釈しております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前11時10分）

---

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時20分）

---

◇ 森 元 淑 雄 君

○議長（伊藤福章君） 次に、11番森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（11番 森元淑雄君 登壇）

○11番（森元淑雄君） 私は、武藤議員さんとは違いまして、前置きはなく単刀直入で一般質問をいたします。

最初に、スポーツ少年団についてであります。

ご存じのとおり、本町においても野球、ミニバス、サッカー等を初めとするスポーツ少年団活動は幅広く活動がなされております。これは、スポーツ活動による心身の健全化を図るとともに、団活動を通して社会性を身につけさせ、将来において立派な社会人としての基礎、基本を築き上げようとする少年団活動の理念に沿っての活動であると認識しております。

しかしながら、現状はどうでしょうか。どこの家庭においても、子どもが生まれれば、はえば立て、立てば歩めの親心と言われているように、その成長過程に多大な期待感とともに喜びを共有したいと願っております。その中で、子どもたちは幼稚園時代から小・中と進むにつれて家族とのかかわりから地域社会とのかかわりへと範囲を拡大させながら自立する力を身につけていきます。子どもたちの生活基盤である家庭には七つの機能が備わっていることが必要と言われておりますが、現在は核家族化や少子化によってその人間関係が手薄になっていることは明白であります。さらには、食生活の充実とは裏腹にぜんそくなどの病気のほかに肥満や心臓病といった生活習慣病が子どもたちにも見られ、健康面での不安要素が蔓延しているのが現状であります。

そのような中で、本町では前段に述べたような青少年の健全育成を図るべくスポーツ少年団の団、特技、育成の各指導者の人材確保及び育成に関してどのような考えのもとで本部機能を発揮

させておるのかお伺いをいたします。

次に、ごみの減量に向けた取り組みについてであります。

近年、ごみの減量化に向けた対策は、待ったなしで進められているところであります。しかしながら、実際にはごみの量が年々増加の一途をたどっているのが現状であります。先般、大仙美郷環境事業組合において平成18年度決算が認定されたところでありますが、美郷町のごみ処理施設運営費負担金は1,976万6,000円で、前年度対比18.38%増、一方大仙市では6,334万円で15.45%増となっております。このことから、大仙市より美郷町の方がごみの増加が顕著であると言えます。内訳を見ますと、家庭ごみが6割を占め、その4割が生ごみであると伺っております。ご存じのように、生ごみはその70%から80%が水分であり、言いかえればごみ処理の名目で水の処理を行っているのと同じであるということでもあります。この実態を踏まえ、ごみの減量や排出抑制等に関して、本町のとるべき方策は町民参加型のリサイクルを基本としたごみの減量化であり、それに伴う地域社会の基盤整備の推進であると考えておるところであります。このことに関して、町としてはどのように考えておるのか、お伺いをいたします。

最後の質問であります。地方交付税と財政の見通しについてであります。地方自治体における財政の逼迫は、申すまでもなく三位一体改革における地方交付税の大幅削減であり、交付税の依存度が大きい自治体ほど厳しい財政を強いられている現状です。本町においても財源の半分は交付税に頼っている現状ですが、合併前の旧3町村の交付税の合計は、平成12年度特別交付税を含めて70億円近く交付されていたものが、前年度決算では53億円と25%もカットされた状況であります。地方の怒りにも、国でも東京都などの法人事業税2税を地方に分配することやふるさと納税といった形で少しでも地方に税源を移譲する動きはありますが、そのどちらの策も根本的な財政問題の解決にはつながらないものと考えます。交付税の原点である国税5税を財源不足の自治体に手厚く交付することによって均衡ある国土の発展に寄与するという基本理念に立って考えていただかなければならない緊急、重大な課題だと思っております。交付税に対する考え方と来年度の交付税の見通しについて伺います。また、来年度予算の規模はどれくらいと見込んでおるか、あわせてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ただいまの森元議員のご質問にお答えいたします。



スポーツ少年団は、ご存じのように昭和37年、1962年に創設されました非常に歴史のあるスポーツクラブであります。創設元は、ご存じのように財団法人日本体育協会でありました。創設の理念は、ただいま森元議員が詳しくおっしゃられましたが、二つありまして、言うまでもなく青少年に対する健全なスポーツへの興味関心を大いに広げていこうということが一つであります。いま一つが、そうした青少年の育成を支える組織を社会の中につくり上げようというねらいがありました。どうやら後半の方が若干薄らいできている感じは否めません。

さて、現在日本国内では19万人の指導者のもと、93万人のスポーツ好きな子どもたちが活動を活発に展開しているところであります。当秋田県でも901団体、おおよそ8,000人の指導者が2万6,000人程度の子どもたちに対して指導を施して下さっております。では、我が町はどうかということをおし上げますと、我が町も近隣の市町村に本当に負けず劣らずと申しますか、引けをとらずに活発な活動が展開されておりますが、その現状は35団体、指導者は257名、内訳は男の方が207名、女の方がちょうど50名であります。活動している団員は703名、男子が413名、女子が290名を数えます。

私たち町がスポーツ少年団活動にどういう構えを持っているかということでもありますけれども、町の総合計画でも第4節にスポーツの振興を掲げております。その中では、一つ、スポーツ少年団への支援、二つ目としてスポーツ団のお互いに交流促進を施策として掲げ、その推進に努力させていただいているところであります。

また、スポーツ少年団活動に対する町民の関心も非常に高いことを感じております。その一つのあらわれとして、ことし9月に集計させていただきました平成19年度美郷町のまちづくりアンケートにおいても、スポーツ振興状況をお聞きした中で、スポーツ少年団の育成支援に関して今後重要だとお答えいただいた方の構成比率が実に28.6%おられました。その関心の高さを町としても重々感じているところであります。

さて、町が行っております指導者に対する実質的な支援であります。直接的にはスポーツリーダー資格を得るためのスポーツリーダー講習会受講者への受講料の支援を初め、県大会以上に限定してのことでもありますけれども、派遣費用の支援あるいはスポーツ交流等でのバス利用の支援等を行っているところであります。また、団員も含めてのことですが、間接的にはリリオス以外の体育館の使用料免除、各スポーツ少年団への団体ごとの助成あるいは各種県大会以上の大会費実費も助成させていただいているところであります。

このように、町といたしましても町の将来を担う人材育成の一環として青少年のスポーツ振興

に力を注いでいるところではありますが、課題も幾つか散見されます。平成19年度初めに県スポーツ少年団がまとめたアンケートから指導者に関する課題を拾ってみますと、入団者の減少、時間のやりくり、指導者不足、指導力不足、そして先ほど議員のご質問にありました保護者の過剰な期待感や無理解などが挙げられています。これがそっくりそのまま美郷町の課題ではありませんが、入団者の減少や議員ご指摘のような指導者不足といういわゆる少子化等の人に関することは町の課題ととらえております。

いま一つは、県のアンケートでも浮き彫りになりました保護者の過剰期待と勝利至上主義という課題です。このことに関しましては、スポーツ少年団活動本来の目的から外れることのないように指導者へ講習等を重ねながら意識の高揚に努めてまいりたいと思います。指導者の人材確保のために新しい地域の人材を発掘する一方で、近隣市町村との連携を図りながら広域的確保も視野に入れたり、従前どおり教職員にも人材を求めていくといういわば地域と学校の融和も考慮に入れるべき時期と感じております。

以上であります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの森元議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ごみ減量に向けた取り組みについてですが、ごみ排出量の推移については、議員ご指摘のとおり減量に向けたさまざまな施策を展開しているものの、残念ながら年々増加傾向にあります。こうした増加は、必然的に処理費用の負担増をもたらすとともに、環境への負荷増大にもつながります。大変に重要な住民課題であると認識しております。

町では、こうした傾向を踏まえるとともに、係る課題認識のもとでさらなるごみの減量化、資源化を進めるために、大仙市とともに来年度からごみ処理の一部有料化を実施することといたしました。この制度導入の根底には、さらなる循環型社会の形成、いわゆる3R、リデュース、リユース、リサイクルの具現化があり、その推進には住民の方々のご理解とご参加、実践が必要不可欠となります。今後については、有料化の制度定着に向けて万全を期すとともに、ごみ減量化、資源化推進に向けて各般の施策を講ずるほか、周知の徹底も図ってまいりたいと考えております。

具体的な方策としましては、減量、リデュースについては、まずは使い捨て意識を改革していただくとともに、マイバックを持参した買い物等していただくよう広報を通じて啓蒙を図ってい

くほか、引き続きごみの不法投棄監視員や清掃ボランティア活動を展開してまいりたいと存じます。また、再利用、リユースについては、各種イベント時のフリーマーケットなどを通じて古布の再使用などを呼びかけてまいるほか、再使用のリサイクルとして来年度からは古紙類を通年収集体制とするほか、新たにごみの分別辞典を作成、配布し、ごみの分別の徹底と資源化ごみの回収増加を図ってまいります。さらに量販店へのプラスチック製容器等の回収依頼や従前と同様生ごみ処理器の一層の導入による資源の有効活用などを通して、ごみ抑制と町民のご理解並びに町民参加によるごみの発生抑制を進めてまいりたいと存じます。

次に、地方交付税と財政の見通しについてお答えいたします。

初めに、平成20年度の地方交付税についてですが、8月の平成20年度予算概算要求において、国は地方税収の増加を見込み、これを理由に地方交付税を約6,000億円程度削減、削減率で4.2%を削減することとしております。しかしながら、地方税収の増加に対しては地域間の隔たりがあり、担税力の小さい本町においては税収の増額を見込むことは難しいことから、来年度の歳入の見通しは非常に厳しいものと認識しております。ただ、国ではこうした地方税収の偏在に対して地方税財政上の対策を検討していると伺っておりますので、現在その動向に注視しているところです。

こうした環境の中で、ご指摘のとおり地方交付税は地方の存在をしっかりとさせる制度としてとらえておりますので、かねてより言われております国、地方の税額の比率を5対5にする。その5対5にした上で地方交付税を充実させていただきたいと考えております。先般も地方6団体が来年度以降の地方交付税の充実強化について国に対し要望しておりますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

さらに、来年度の予算規模についてですが、結論から申し上げますと、縮小となる見込みです。

第1の理由は、ただいま申し上げましたとおり、普通交付税を初めとする一般財源の減額が挙げられます。繰越金や繰入金といった流動的な財源を除いた予算ベースでの前年度比較では、仮置きとしまして約2億5,000万円の減額で予算作業に入っております。

第2の理由は、町債発行の抑制が挙げられます。平成19年度の実質公債費比率が18%を超え19.5%となったことによりまして、町は来年2月を目途とした公債費負担適正化計画を策定することが求められており、これまで以上にプライマリーバランスに配慮した財政運営が必要であるためです。こうした現状を踏まえますと、必然的に予算規模は縮小せざるを得ないと考えておりま

す。

具体の予算規模につきましては、予算案が固まる2月を待たなければ申し上げることができませんが、限られた財源の中、経常経費についてはこれまで以上の取り組みによる削減に努めるとともに、総合計画を確実に推進できる予算案となるよう予算編成作業に当たってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）11番森元淑雄君の再質問を許可いたします。

○11番（森元淑雄君） 二つほど再質問をいたします。

一つ目のスポ少であります。私が申し上げたいことは、本町におけるスポーツ少年団の実態は、都市型の形態とは異なり各校単一による団構成の種目が根強く存在しております。これは、とりもなおさず学校対抗の要素が払拭されていないということでもあります。しかも、種目によってチーム編成に困難を来しているばかりか、競技年齢の低年齢化が進み、具体的にも過度な負担をかけているのが現状であると思われま。このことは、本来少年団の目指す青少年の健全育成に相反しているばかりか、将来において団の存続にもかかわる問題であります。そのことを踏まえた上で、指導者の確保や育成を図るためには、町本部が陣頭指揮をとりながら指導者協議会の設置や保護者を交えた話し合いの場を提供する必要があると考えておりますが、このことに関してのお考えを伺いたいと思います。

もう一つは、ごみの問題であります。分別ごみの細分化の対策を講じるとリサイクル等に対しては有効であると判断できますが、回収にかかる手間やコスト面、さらには地域住民への分別教育の徹底など課題も大変多いものと思われま。そのためにも、自治会の協力を得ながら分別収集を円滑かつ効率化を推進するため、ごみ袋の売上金及び資源ごみの買い取りによって発生する売上金の一部を資源回収報奨金として自治会に還元するといった方策をとることが賢明であると考えておるところであります。また、優良自治会に対して何らかの賞与をすることによってさらに改善の道が開けると考えますが、その点に関してどうお考えかをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） ただいまの森元議員の再質問にお答えいたします。

平成10年ごろでありましたが、いわゆる学校教育から社会教育への急激な変転がなされました。このときの背景を若干申し上げたいと思いますが、いわゆる小学校におけるスポーツの加熱

がその原因でありました。教師を子どもの前に帰そうと、帰さなければならないという強い教育事務所、当時の大曲仙北校長会等の見解がありまして、そのことを踏まえ、何とか子どもたちが健全な姿で学習に励めるように、あるいはせめて夕食を家庭で家族ととれるようにというような施策を講じた結果、社会体育への大きい変換がなされたのであります。

10年たちまして今立ち返ってみますと、誤解をされては困りますけれども、またぞろやはりスポーツに対する加熱は否めない実態であります。まさに森元議員がおっしゃられるように、家庭の機能を損壊しかねない実態であります。しかし、考えようによりましては、スポーツが与えてくれる青少年への団体意識あるいは社会意識、これはまた森元議員がおっしゃったとおりでありますけれども、町としましては、どうか本当に二つのところを融合させながら、家庭の子どもである、そしてしかも厳然たる家庭の子どもでありながらなおスポーツにいそしめる、楽しめる、そうした機会を大いにつくっていくことをやはり考えなければいけないと強く思っているところであります。

この後、答弁の中でも申しましたが、指導者を対象にする講習会、そうしたことで本来持っているスポーツ少年団活動の理念に基づくべく、どうか私たちも意識の高揚に大いに努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えしますが、まず自治体からのご協力をもらうということは、これはとりもなおさず住民各位からご協力をもらうということとイコールであります。町としてはごみの発生抑制については全住民が意識を持って臨んでもらうことが肝要であると認識しております。

また、その取り組みについて、コミュニティを通して、あるいはコミュニティ醸成につながるという観点であるとすれば、もう既に町の方では各町内会、行政区に対しましてもろもろのコミュニティ醸成につながるための補助金を1世帯当たりの単価で交付しております。そうした交付金を活用してもらいながら、ごみの資源化あるいはごみの発生抑制を各行政区単位で取り組んでもらいたいと考えておりますので、新たな助成金については現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 11番森元淑雄君、よろしいですか。

○11番（森元淑雄君） 最後に、質問ではございませんが、教育長、世の中には役人言葉というの

があるご存じでしょうか。それは、他人にやらせて自分たちは何もしないことを「見守る」と言います。お願いなり要望された書類を机の上にただ積んでおくことだけを「配慮する」と言います。見通しはないが努力するということだけを印象づけたい場合は「誠意、努力する」と言います。また、近い将来何とか実現する方向で検討し、明るい希望を持たせることを「前向きに検討してみる」と言います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで11番森元淑雄君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため休憩いたします。

（午前 1 時 4 8 分）

---

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時 0 0 分）

---

◇ 吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君の一般質問を許可いたします。吉野 久君、登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 一般質問いたします。

町では、現在平成20年度予算の編成時期を迎えております。この新年度予算は、本年6月15日成立した財政健全化法での財政健全化団体、再生団体の措置基準となり、編成に当たってはさらなる行財政改革の推進が必要と思われま。また、合併後3年間の事業展開により、各種、各地域の課題解消や継続事業は一部を残して終了し、今後過年度事業を検証した美郷町本来の躍進に踏み出す予算と理解しております。その観点から、次の五つの問題について町長の新年度予算編成での基本方針をお伺いいたします。

まず初めに、行財政改革についてお伺いいたします。

平成18年度決算では、経常収支比率が93.3%、実質公債費比率が19.5%となりました。9月定例会では財政の健全化に向けた取り組みの必要性を述べておりますが、新年度予算編成での経常収支比率や実質公債費比率など財政指標の達成目標をお伺いいたします。

また、その実現に向けた行政経営プランなどの行財政改革施策の方針と新規取り組みの有無をお伺いいたします。

次に、国交付金や県補助事業の確保、平成18年度決算で明らかになった1億9,200万円の町税や使用料の滞納解消努力など行財政改革に不可欠な歳入伸長の取り組みをお伺いいたします。

また、9月定例でただしたジャズコンサートやラベンダーまつりの受益者負担の考え方をお伺いいたします。

3点目として、公共施設のあり方についてお伺いいたします。

予算編成に直接影響する公共施設の再編は、住民感情が伴う問題です。9月定例会では、温泉と学校施設を除いて今年度中に取りまとめるとしておりますが、私は、これらの施設が役場庁舎の次に住民感情が伴う問題と考えております。町は、住民への説明責任があるからこそ全体計画と年次計画を早目に公表すべきと考えますが、その検討の進捗状況と情報公開時期をお伺いいたします。

4点目は、歳出分野で自由に使える投資的経費の使い方についてお伺いいたします。

限られた予算の中での社会資本整備は、重点整備も有効と考えます。例えば、継続事業で残している東根地区の上水道事業は、生活に密着した喫緊課題であり、この事業に重点配分することも考えられます。予算編成では、投資的経費をどの分野にどう編成するのか、町長のお考えをお伺いいたします。

最後に、平成20年度予算は、松田町政1期目の最終年度予算でもあります。これまでのまちづくりが課題解消と継続事業中心に行われてきましたが、私は、合併初期の難題を乗り越えた今こそまちづくりの政策予算を盛り込むべきと、言いかえれば、まちづくりに松田色を打ち出すべきだと考えています。町長のまちづくり方針をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、財政指標の達成目標についてですが、経常収支比率は地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源総額に占める人件費、扶助費、交際費等の義務的性格の経常経費に充当された一般財源の割合を示すものですが、平成20年度においては、この分母に当たる経常一般財源総額が国の概算要求や平成19年度の収入状況から判断すると減額となる見込みですので、現状の取り組みを継続するだけでは数値は悪化することになります。このため、平成20年度当初

予算における経常経費については、来年度の行財政改革の一環として一般財源ベースで4%減額を目標に編成作業を進めているところで、結果として平成18年度決算の93.3%を維持することが第1目標になると考えております。

実質公債費比率についてですが、平成19年度の数值は19.5%となっております。このため、町では来年2月を目途に公債費負担適正化計画を策定し、今後同比率の改善に努めていくこととなりますが、具体的方策としては、既に9月の議会定例会において土地改良事業受益者負担金分元利補給金の繰り上げ償還について補正予算案を審議、ご議決をいただきましたが、その繰り上げ償還などによって平成21年度の数值は19%を下回る見込みです。また、平成23年度においては18%を下回るよう各般の手だてを講じてまいります。

これらの実現に向けての行政改革については、平成17年度に制定した行政経営プランを基本として行財政改革大綱や集中改革プランに盛り込んだ事項について実施しているところです。来年度については、既存の第三セクターのスリム化や公共施設のあり方などについてより踏み込んで検討、調整していきたいと考えており、その具現化に取り組んでまいります。

また、財政改革においては、来年度もプライマリーバランスに留意し、これ以上借り入れをふやさない予算編成を基本としております。また、過去に借り入れしているもので利率の高いものについては、国の承認を得て繰り上げ償還をして利子分の負担をなくし、少しでも財政の負担を軽くするように努めてまいりたい所存です。

こうした方針で来年度は取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

次に、歳入の確保についてであります。行政を推進するに当たり歳入の確保は重要な対策と認識しております。そのため、現段階では、まずは税負担の公平性を担保するため、先月税務課内に滞納対策班を設置し、滞納の解消に取り組んでいるところです。

また、議員ご指摘の各種イベント等における入場料的なものや各施設の使用料等の受益者負担については、過去の経緯等をかんがみながら、かつ使用料等においては同じ種類の施設によって平等性を欠くことのないように配慮しながら検討してまいります。

議員ご指摘のジャズコンサート並びにラベンダーまつりについては、支出経費等を踏まえながら、来場された方々から何らかのご協力をいただける形がないか模索、検討してまいりたいと存じます。

公共施設のあり方の検討につきましては、現状のまま存続とするか、再編統合するかなどの方向性について基礎的な調査や現地調査などこれまで12回の庁内検討を重ねており、今年度末まで



にまとめる方針で作業を進めている状況です。まとめ次第、議会の皆様にご協議を申し上げ、町としての考えを固めた上で町民の皆様にご提示し、ご意見をいただきたいと考えております。

来年度につきましては、そうした方向性及びご意見を踏まえながら、先ほど申しあげましたとおり、より踏み込んだ形の個別施設の統廃合や利用形態の変更などについて検討に着手したいと考えております。議員ご指摘のとおり、公共施設の再編は町民の皆さんに密接な関連がありますので、そうした認識で取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、投資的経費に係る予算編成についてですが、あわせて平成20年度のまちづくりの方針についても答弁させていただきますが、予算編成に当たっては総合計画の確実な実施が前提となりますが、あわせて町の状況等を踏まえた形で次の5項目について既に職員に方針を示しているところです。一つ目が、町内外の人的、物的交流の促進です。二つ目が地域資源の維持保全、活用に資する取り組みの推進です。三つ目が安全安心につながる各種制度、施設の構築及び整備の促進です。四つ目が同類行事の集中と選択の観点での統合化です。そして、五つ目が既存整備施設の活用促進です。こうした方針を具現化するための予算を平成20年度当初予算に盛り込みたいと考えております。

また、こうした方針のもとでの投資的経費につきましては、自治体が持つべき社会資本の一定水準の担保を目指しまして、教育施設の改修でありますとか、議員ご指摘の上下水道の整備の促進あるいは幹線道路網の整備、防災設備の充実強化などを重点として予算編成に臨んでまいります。こうした項目の具体内容につきましては、当初予算案においてご審議を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

また、平成20年度のまちづくりに向けた予算については、美郷町として3カ年を経過し、これまでの町内交流促進の中でまちづくりの根幹となる町民の一体化意識が徐々に定まってきた認識のもと、来年度は先ほど申しあげました五つの方針を意識して施策を展開したいと考えております。とりわけ、第1の方針である町内外の人的、物的交流の促進、つまりは交流については産業振興や観光振興、町の勢い、町勢の発展の意味でも大きなテーマととらえ、これまでに積み上げてきた取り組みを下地に各般の施策を展開したいと考えております。その政策予算の具体内容につきましては、現在当初予算編成作業でありますのでご説明する段階にありませんが、いずれ当初予算案でご審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君、再質問ありますか。（「はい、あります」の声あり）再質

問許可します。

○16番（吉野 久君） 再質問いたします。

まず、来年度予算編成ということで質問したわけですが、特別会計の予算編成も同然に含まれるわけです。財政健全化法が成立し、それが起因して住民負担が高くなるようなことがなければいいと願っておるんですけれども、ただ一般財源から非常に持ち出しが多い国保会計や下水道会計などはどういう編成方針をお持ちなのか、まずその点をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 現段階で見通しし得る歳入をもって、また現段階で整備が必要である支出項目あるいは歳出として盛るべき項目をまとめて、その歳入歳出の不足分を一般会計から支出するというふうな考えであります。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 編成に当たっては当然そういう形になると思います。ただ、気になるのが12月13日の朝日新聞に、全国の首長、市長アンケートとして、その財政健全化法を目前にしてそういう持ち出しの多い会計にどのようなスタンスで臨むのか、それをお伺いし、美郷町は下水道事業特別会計については値上げを検討しているについておりました。非常に、私、これはいかがなものかと。下水道に関しましては、今町として加入率を向上することに全力を注いでおるわけです。ですから、水洗便所あっせん要綱ですか、あれも内容を改善し、それに今PRを努めながら加入率を上げる努力をしているはずなんです、にもかかわらず使用料が上がるとなると、加入率は鈍化するのではないかなと。思いどおりの数値にはいかないのではないかなと。そういうことになるとますます会計自体を圧迫することになるのではないかと危惧しておるわけです。この点につきまして、町長がアンケートに答えておるとお思いますので、どういう考えなのかをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 朝日新聞報道のとらえ方、質問の仕方、その質問に対するとらえ方ということできちんと定義されていないといけないと思いますが、将来において現状のまま維持するか、それとも見直しをするのかというふうな方向性については、将来においては見直しを検討しないといけないだろうという趣旨でお答えしましたが、新聞報道等を見ますと、今にも値上げをするというふうな書き方ありますので、真意はそういうことではございません。

なお、現段階において、来年度、公共下水道の利用料金を上げるというふうな検討には至って

おりません。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 安心しました。

もう1点、公共施設の再編についてお伺いいたしますけれども、私は、公共施設の再編では、質問内容にも触れましたように非常に住民感情が伴う問題だと。一番それが大きいのはやっぱり役場庁舎ではないかなと思っております。この3庁舎、今分庁方式でやっておりますが、これを最初に手をつければ意外とほかのものはスムーズにいくのではないかなという様な思いもあります。この庁舎が仮に統合された場合は、維持管理費等は多分何千万円以上違うと思います。そういう財政的な面もありますが、非常に行政効率がよくなるのではないかなと思っております。今回も議案の差しかえありましたけれども、総務課と議会事務局は同じ庁舎にいた方が私はいいのではないかなと思いますし、また税務課と出納室、同じ庁舎にいた方がいいのではないかなと。そういうもの、町長部局が一つの庁舎間にあれば非常に効率のいい行財政運営ができるのではないかなと考えております。それでは、今の分庁方式の形はどうするのかということになりますけれども、まず例えばそれを続けながらも組織内の改革はできるかなと思ってはおりますけれども、その点につきまして答弁をお願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） まず、行政組織の見直しにつきましては、例えば具体例を話しますと、国体が終わった結果において国体室を今後どうするのかというふうなこともありますので、その時々行政環境に応じて最も効率的な行政組織体をつくるのが責務であると認識しておりますので、その都度都度見直しをしてまいります。

また、公共施設の再編については、議員お説のとおり、そうした公共施設の再編において役場庁舎が持つ意味合いというのは最も大きいだろうと私も認識しております。であるがゆえに、段階的に理解していただけるような方法で公共施設の再編整備に向かってまいりたいと考えておりますので、先ほど答弁したとおりです。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） この問題についてもう1点だけ、私、持論を展開させていただきたいと思っておりますけれども、まず全体計画を町が出して、そこから私はスタートではないかなと思っております。やはりこれは非常にいろんな考え方の議員もいらっしゃいますし、住民の方もいろんな考

え方をすると思います。そのいろんな考え方をとにかく出すような形を十分に、議論を重ねて積み上げた結果なる問題だと思います。そのために早目に全体計画と年次計画を、それも教育施設、それから温泉施設も含めて出すべきだと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、まずは方向性を出して、それに対するご議論をいただく、あるいはご意見をちょうだいする。その上で、個別の施設の整備について具体的に検討に着手していくというふうな段階論で整理していますので、すべて細かいところまでを一つの計画としての全体計画と示すことが、議論を積み重ねる、あるいは冷静な観点での議論の積み上げを助長するといった場合に、果たしてそれが最もよい方法かということについては複数の議論があるところだろうと思います。私は、まずは方向性を出し、その次に個別の施設について議論に着手していくというふうな段階論をとるべきであるというふうな認識です。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 終わりますけれども、最後に来年度は町長の改選期を迎えております。この役場庁舎問題等は避けては通れない問題、多分町長として所信をぜひ持つべき問題だと思います。

以上で終わります。

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 戸 沢 藤 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、10番戸沢藤一君の一般質問を許可いたします。戸沢藤一君、登壇願います。

（10番 戸沢藤一君 登壇）

○10番（戸沢藤一君） 私は、通告に従いまして順次質問いたします。

まず最初に、ことしになってから相次ぐ原油の値上げは、我々農家にとって生産資材の値上げと直接生産費に影響を及ぼして、しかも米価は下落、そして売れないと。さらにまた、生活必需品も値上がりが続いております。我々農家の生活は苦しくなる一方で、慣行栽培の主食米については、今後も価格の下落は続くものと考えられます。ことしから始まった品目横断的経営安定対

策も参議院の選挙が終わってみたら米政策の見直し、品目横断的対策も抜本的に見直しといったような報道が目につくようになりました。昔から言われてきた猫の目農政あるいは朝令暮改とはこのことを指すのかと国の農業政策には強い不信感と怒りを感じております。米の消費量は年々少なくなりまして、このまま推移しますと2025年には現在の水田面積の4割の作付で足りるとの予測もされております。これからは米依存の農業から転作を主とした形態に変えなければ農業も生き残ることは難しい時代になったと思います。ただ、最近の食品の偽装問題からしても、今後消費者としては米に対してもさらに安全安心を強く求める傾向にあるものと思います。今後は、消費者から安心安全な上においしいと。値段は高くても買います、食べますと評価されるような美郷産米にしたいと、こういう思いから質問をいたします。

町では、美郷こだわり米の生産農家に対し、面積に対して10アール2,000円以内で助成しておりますが、ことし新規に作付あるいは拡大した面積をまず一つお知らせしていただきたい。

質問要旨には入れていませんでしたけれども、これも今年始まりました農地・水・環境保全向上支援で営農活動支援の対象地区というんですか、そういうのはあったでしょうか。

また、質問要旨で述べたように、JAおばこでも減農薬、減化学肥料栽培を奨励しており、郡内では1,175戸の農家が生産、出品した中から食味計での審査、さらには実際食べての審査で10人の方々を栽培技術指導などする「おばこの匠」に任命したとありました。そして、この10人の方々から1人30俵、300俵を約2万円で販売するというようなことも聞いております。数は非常に少ないわけですが、将来に向けた大きな第一歩ではないでしょうか。現在、日本の米では魚沼地方のコシヒカリが高価格で販売され評価が高いわけですが、一朝一夕でなったものではないと思います。さきに述べた10人の匠の方々のうち9人が美郷の農家です。米余りの現在だからこそ米の作付できる面積には環境に負荷の少ない減農、減化栽培を基本として、食味値の高い安全安心の美郷米の生産を町、JA、生産者が一体となって取り組む絶好の機会だと思います。食味値を上げるためには土壌の影響も相当あるようですけれども、来年から稼動する堆肥センターで生産される堆肥の投入なんかも効果があるのではないのでしょうか。そのためにも、大変厳しい条件のようですが、美郷産米の将来を見据え、有機農業のモデルタウンの指定を目指すべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

先ほどから同僚議員の皆さんの質問あるいは答弁を聞きまして、財政も大変厳しいということで何となく質問しづらいわけがございますけれども、老人世帯へ火災警報器の補助についての質問であります。

平成16年6月に消防法が改正され、住宅への火災警報器の設置が義務づけられました。新築住宅においては翌年6月からと。これは火災による死亡者が大変多く発生しており、一般住宅の火災による焼死者が全体の9割も占める。その半数以上が高齢者だと。しかも、そのほとんどが就寝中で亡くなる方が6割を占めると。これは火災発見のおくれが逃げおくれとなって犠牲者が出るということでございます。特に最近では地方に多く発生しているようです。火災は財産のみならずとうとい人命を奪う。このような犠牲者の減少を目的とした改正と理解しております。美郷町では公共の建造物にはついていることと思いますが、町営住宅の場合はどうでしょうか。また、一般住宅の設置状況と今後の啓蒙活動についての取り組みもお聞きいたします。

最近のニュースでは、老人世帯へこの火災警報器を役所の方から来たと言って設置して1基2万円もとられた。そういう方もあるそうです。警報器には熱、煙に感知する2種類あるようですが、いずれも1基、量販店へ行きますと5,000円から6,000円で買え、簡単に取り付けが可能なようです。犠牲者の中で老人が多いと言われている現実を考え、万が一の火災から犠牲者を出さない。また、悪質な訪問販売からお年寄りを守り、安心して暮らせる点からも、老人世帯の火災警報器設置の補助について町長の英断を望みますがいかがでしょうか。

最後は大台野広場、これは武藤議員も質問しましたし、私も昨年12月には一般質問しております。それで、質問の通告の要旨とちょっと間違ったところあって最初に訂正しておきます。

この区間、「800メートル」と書いておりますけれども、実際は約「900メートル」あるようです。

それから、この区間は距離も確かに武藤さんが言った道路500メートルでございます。

それでは、まず質問をいたします。

大台野広場へは、ことしも町内外から春、夏、秋を通じて行楽、スポーツを楽しむ方々が大勢訪れにぎわいました。カントリーパーク事業もことしで終了と聞きます。しかし、みずほの里ロードの開通により今後はこの広場へ訪れる人がさらにふえるものと考えられます。中でもグラウンドゴルフ、マレットゴルフをプレーする方々は、雪消えから11月の初旬までとラベンダー開園時の次に多いようです。そして、このグラウンド、マレットをする方々は圧倒的に高齢者が多く、牧草地内のいわゆるこの道路が狭いと。こういうことで何とかして広くしてもらえないものかという声は最近特に多く聞かれるようになりました。合併前にもこの道路に関しては拡幅するよう質問しお願いしたことがございますが、当時は農地であるがゆえに、また補助金を受けたがために道路用地への転用が難しいということで実現しなかったわけでございます。現在、この道

路、舗装幅は約4メートルです。ちょこんちょこんと待避所があるわけですが、この待避所は5メートル50ほどあります。最近税務課の方へ行ってこの地区の台帳ですか、それを見まして図面上ではかったところ、道路敷地としては10メートルほどあるようです。そうしますと、この範囲の中で農地転用とかそういう転用しなくても可能なのではないかなど。そんなに歩道もつける、そういうような道路まで必要ないわけですし、今4メートルとするならばもう1メートルも広げていただければ普通車同士の交差というのは安心してできるというようなことで拡幅というのを強く望んでおきます。

また、このみずほの里ロード、これから先ほど武藤さんが言ったここへ入るこの道路です。これは、やはりみずほの里ロード全線開通したことによって観光バスあるいは行楽のためのマイカーなども多くなると思います。そういうことから、この間の拡幅も必要ではないかと、こう思います。

次に、ラベンダー園の東にある杉林です。これはラベンダー園の東側に現在もアジサイが植栽されております。そして、さらにその西の方には町有地と聞きますけれども杉林があるわけです、がぱっと。この杉林を間伐して、1反歩20本あるいは30本ぐらいまで間伐して、ここにアジサイを植える。それから、こういうマレット、グラウンドゴルフあたりにもアジサイをぐるっと、管理道路なんかあるところにもアジサイを植えてやるといったようなことも可能ではないかと、こう思います。また、さらに駐車場の西側の高台には果樹農家によるブルーベリーも植栽されて間もなく収穫もできると聞いております。それと、グラウンドゴルフ場内にある管理道路、それからラベンダー園、今つくっております道路も含めて園内をめぐる道路があるわけですのでございます。こういうところはラベンダーの開園時以外はローラースケートだとかスケボーなんかも遊べると。こういうのは別に新たにつくらなくても、例えば町のインターネットでそういうものも遊べますよというような形で流してやれば、関心のある方は来て遊ぶのではないかなど、こう思っております。

次に、みずほの里ロード、これに関してもちょっと一部訂正します。前のあれには「国道398号」と書いてありますけれども、「108号」です。鳴子の方から来る国道108号です。これは北上から来る107号、一関方面からの342号、鳴子方面の108号、いずれも横手を通してこの13号線に入り、またこのみずほの里ロード、これを通して46号線、例えば角館、田沢湖方面へ観光、行楽で通る方が13号線から六郷の11号線通るよりも多くなるのではないかという気がしますし、実際去年全線開通した時点で交通量が随分ふえたとも聞いております。このことから、この道路、みず

ほの里ロードを横手、美郷、大仙、仙北で県道への昇格というものを目指したらどうでしょうかと。これは結局町の方で管理する、市で管理する道路なようですし、将来はそういう県道への昇格というのも私は働きかけるべきでないかと、こう考えております。

先ほど武藤さんも言いましたから余り言いませんけれども、この道路、それだけ交通量がふえる。雁の里への案内板あるいは六郷の湧水群、これは東北の観光コースを提案する東北物語も来年から掲載されることのようなので、これらへの案内板も当然必要になってくるものと思います。四季を通じて高齢者から若者までが楽しめる広場として今後もこの事業、カントリーパーク事業ですが、継続する形で、武藤議員あるいは私が言ったようなことを年次計画でやっていただければ大変ありがたいと思いますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ご質問に対して答弁させていただきます。

初めに、あきたこまちのブランド力が年々低下している中で、議員もご承知のとおりと思いますが、町では消費者、市場ニーズに応じた売れる米づくりを支援してきております。現在のところ、減農薬、減化学肥料あるいは無化学肥料栽培の美郷こだわり米は335ヘクタールで作付されているようですが、その中で本年度は約45ヘクタールについて美郷こだわり米げんき事業の対象として助成措置を行う予定です。

こうした中、議員ご指摘のとおり、第1回JA秋田おぼこ「美味しいお米コンクール」で応募者1,175点の中から9名もの町内農家が「おぼこの匠」に任命されたことは、美郷産米の品質と食味の高さが改めて公認されたことでありますので、今後の美郷米の有利販売などに力強さを感じる次第です。町としましては、全国に通ずるブランド米を生産するために必要な気候、土壌、水、栽培技術のすべての条件が整っているものと考えておりますが、おいしい美郷米のブランドを確立して有利販売するには販売面、とりわけ流通対策や商品企画、販売戦略を総合的に構築できなければならないと認識しております。

国では、こうした流通面にも配慮しながら有機農業に絞った形で拡販の取り組みを推進していくために、議員ご指摘のとおり平成20年度に農薬や化学肥料を基本的に使用しない有機農業を普及する有機農業総合支援対策を展開していくことにしているようです。具体の説明はまだ県でも受けていない状況ですが、技術研修会や消費者との交流イベント、マーケティングを実践する全国50のモデルタウンを設けたいという情報は流れているところです。この有機農業モデルタウン



事業の指定については、基本的に化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え作物を利用しないこととなっており、かなりハードルの高い栽培体系が要求されるようですので、行政主導というよりは関係農業団体や農家の意欲や意向が重要な要素になるものと存じます。

町といたしましては、美郷米のブランド化による有利販売を確立することが農家経営の安定に寄与するものと認識しておりますので、引き続き美郷こだわり米げんき事業による支援や、議員おっしゃいました堆肥センターの堆肥利用による美郷米のブランド化などを進めてまいります。モデルタウンの指定につきましては、事業概要をよく把握してからでないとその方向性の判断はつけられませんし、何より農業団体や農家の皆様が事業内容を熟知した上で厳しいハードルを乗り越えることにどういう理解と意欲を持たれるかがポイントになると考えます。したがって、まずは事業内容の把握と、その上での農業団体などとの話し合いを踏まえて、今後を考えてまいりたいと存じます。

なお、農地・水・環境保全向上対策の2階部分につきましてはの取り組み状況は、後ほど農政課長の方から答弁させます。

次に、火災警報器設置についてですが、まずは本年度に美郷町で発生いたしました火災につきましては、11月末現在で8件となっており、うち建物火災が5件となっております。幸いにも人的被害には至っていないところですが、大曲仙北広域消防管内では、今年度では11月末現在で4名のとうい命が失われております。議員ご質問の消防法改正に伴う住宅用火災警報器につきましては、新築住宅が平成18年6月1日から設置が義務づけられるとともに、既存の住宅は平成23年5月31日まで設置することが義務づけられたところです。これらが義務づけられた要因は、議員ご指摘のとおり、住宅火災による死傷者が急増していること、死者の半数以上が高齢者であること、またその原因の70パーセントが逃げおくれであるためと伺っております。

町では、こうした法改正に伴い、広域消防と連携を図りながら火災予防週間の際にチラシ等で住民の方々に周知しているところですが、一般家庭における設置状況については悉皆調査をしておりませんので把握していない状況です。しかし、広域消防南分署がこの秋に実施した抽出調査では14%の家庭で設置済みと報告を受けており、町内全体もこうした傾向ではないかと考えております。今後の設置に向けた取り組みについては、今後とも広報による周知徹底や消防団員の防火活動を通じた設置呼びかけなどをしてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

また、議員ご提案の老人世帯への設置費助成についてですが、昨年6月以降に住宅を新築、改築された方は既に自己負担で設置されていること、警報器が比較的購入しやすい単価であることなどを勘案しますと、自己負担で設置していただくことが望ましいのではないかと考え、現段階では助成について考えておりません。他自治体では、町内会単位でまとめ買いした結果購入単価が格安になったとのお話もありますので、そうした工夫でいち早く設置されることを願っております。

なお、町営住宅は現在185戸ございますが、そのうち火災警報器が設置されている住宅は、消防法改正以降に建築された塚住宅の8戸だけです。このような状況を踏まえまして、今後は国の補助事業を活用し、猶予期間内に全世帯に設置してまいりたいと存じます。

次に、カントリーパーク整備事業についてですが、大台野に関しましてはスポーツや観光、さらにはアクティセンターへの堆肥搬入や販売などに関連して多くの方々が往来しており、道路整備についても検討が必要である旨認識しております。道路整備に当たっては、より利用しやすい環境となるように検討していくことが必要と考えておりますが、みずほの里ロードの利用をメインに考え、みずほの里ロードから大台野広場に通ずる町道浪花高野大台野線の道路整備を優先して検討してまいりたいと考えております。したがって、駐車場から南へ約900メートルの間の整備につきましては、その次の検討とさせていただきたいと存じます。

また、平成10年度に着工した千畑カントリーパーク整備事業は、総事業費が10億2,600万円で、おかげさまでほぼ予定どおり事業が進捗し、今年度をもって完了ということになりました。まずは、これで一区切りをつけたいと考えておりますし、今後はこれまで投入してきた事業費がより生きるように効果的な活用に配慮するとともに、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。しかし、みずほの里ロード側にあります杉林につきましては、現在林野関係事業で間伐など適切な管理を実施できないか調整中であり、実施可能であればアジサイのことも含めまして対応してまいりたいと考えております。そうすることで今後とも景観にすぐれた地域として管理してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、スノーボードゲレンデ等につきましてもご提案ありましたが、管理運営を考慮した場合、長期的な維持管理経費と需要予測がありませんと検討できませんので、ご提案として受けとめさせていただきたいと存じます。

また、みずほの里ロードは仙北市白岩から大仙市、美郷町を經由し横手市安田までの総延長39.7キロメートルで、農業施設間の連携強化や農業生産団地の広域化などが期待されており、何より

農道整備事業により完成したばかりですので、現段階で県道昇格を目指すには補助事業に対する制約や関係市町、それから県の関係部署の意向把握など調整する事項が多く存在します。また、町道については地方交付税の対象となることから、仮に県道へ昇格になった場合は、その分の地方交付税が減額されることとなりますので、事業が終了して間もない現段階においては、地方交付税の観点で考慮しますと県道昇格が必ずしも有利ではないと判断されます。したがって、県道昇格につきましては、今後の状況を見ながらの課題とさせていただきたいと存じます。

また、この道路への案内看板設置につきましては、町内全般の案内看板について望ましい姿を模索するとともに、整備をしていかなければならないというふうに考えますので、その中で今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 農政関係のご質問にお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策ですけれども、これにつきましては現在38地区が取り組んでおりますけれども、その中で営農活動の向上、これの対策につきましては2団体に取り組んでおります。

○議長（伊藤福章君） 10番戸沢藤一君、再質問ありますか。許可します。

○10番（戸沢藤一君） 質問というよりも大変前向きな私は答弁をいただいて感謝しております。

要は、大台野広場に関しては、スノーボードと言ったけれどもハーフパイプですか、ああいうずっと長いグレンデでない短いやつであの地形を利用すれば可能でないかと。要は、金かけるよりも知恵を出した方が結構またいい遊びなりそういう誘客をすることができるのではないかということも期待しておりますので、どうかその辺もひとつ皆さん方で知恵を出し合って、本当ににぎわいのある、予算的には大変全体が厳しい厳しいとなって住民みんながしゅんとなったのでは大変ですから、何かしらで活力あるまちづくりを地域も一つの材料として今後ともお願いしたいと思っております。

これで質問を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで10番戸沢藤一君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願

います。

(17番 深沢義一君 登壇)

○17番(深沢義一君) 通告に従いまして、農業支援について2点質問をいたします。

質問の内容につきましては、これまでも同様の質問をいたしておるところであります。12月定例が次年度予算編成に向けての最たる提言の場であるという観点から質問をいたすところでもあります。

さて、戦後最大の農政改革と言われました本年の農業情勢も大幅な米価の下落などにより農家の所得が激減するというまさに戦後最大の混迷農政と言って過言でない、そういった状況になってしまいました。改革の大きな柱である品目横断的経営安定対策における今後の補てん支払いなどが来る年に向けてのわずかばかりの望みではありますが、WTO交渉など世界の中の日本という状況を考えますと、この厳しい状況を打開することは極めて難しいものと考えざるを得ないところでもあります。

とはいえ、農業が基幹産業である当町においては、農家所得の減退は地域経済への影響も大きく、先ほど来の質問にありましたように、平成20年度も緊縮財政を余儀なくされている中ではありますが、町としても重点的な施策をもって対応すべきと考えるところであります。

平成19年度においては、町の取り組みとして集落営農の推進や複合部門への取り組み推進などを実施し、その効果も確かな足取りとしてあらわれておるところであります。しかしながら、地域農業が米情勢を主体に大きな不安を抱えているのも現状であります。そのようなことから質問をいたすわけではありますが、まず初めに、複合部門の確立についてであります。

毎回のように出てくる課題ではありますが、数字でちょっとお話をいたしますと、平成18年の農業総生産額が92億8,000万円とあります。うち、米が74億7,000万円、野菜等が18億1,000万円という数字が出ておりますが、単純な計算で見ますと、米の場合はせいぜい1割ほどの所得でないかなと思われま。ということは、7億円ほどの所得となりますし、その反面、野菜等につきましては18億円という売り上げでは4分の1でありますけれども、所得については4割ほどを考えてみますと米とほぼ同じような所得になるのではないかな、そんなふうに思います。

そういったことから、まずはこれまでと同様のブランド品目に対する作付助成あるいは出荷助成は今後も継続していただきたいものと考えますし、また夢プランに対する助成もこれまでと同様に援助していただきたいものと考えます。その上で、個人はもとより集落営農に対する作付誘導が町として取り組む重要な点であると私は考えます。昨年9月にも同様の質問をしております

が、集落営農が本格化するに当たり、各種農業団体と連携しながら安定経営に向けた指標を示し、複合部門の確立を目指すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、農産物販売支援についてであります。

販売支援につきましては、農産物に限ったわけではありませんが、今回は農業問題の一つとして質問をいたすところであります。

複合部門の確立とあわせ、我が美郷町の安全でおいしい米や野菜、果実などを友好都市である東京大田区へ通年あるいは定期的な形で販売できないものかと考えるわけではありますが、今回の一般質問の通告書を出してから12月美郷広報を見まして、町長のコラムに「そっ啄」という言葉とあわせ、先般、大田区と恒常的な物流に向けた新たな取り組みについて打ち合わせをしてきたとありました。町内の関係機関と戦略を練りたいとの記事でもありました。このコラムを読ませていただいて、きょうのこの質問の主体的な答えをいただいたような気はしておりますが、まずはこれまでの大田区側のイベントに合わせたものから当町側からの積極的な取り組みによりなお一層の販売促進に向けるべきと考えます。

私自身、物販の中で感じたことに、自分の位置がどこにあるかを認識することが大変大事なことと感じております。自分の位置がどこにあるか、美郷町の位置づけはどこにあるかであります。それは、見方や内容でさまざま変わることはありますが、紛れもないことは、美郷町の基幹産業は農業であり、農業生産地であるという販売をする位置にあるということでありまして、また東京大田区は大消費地であるという紛れもない事実であります。

先日、都内の一流デパートの物販展で、1週間でありましたけれども一流企業、一流のしにせにまじって福島県の玉川村というところから直売所が出展しておりました。葉物や漬物、山からとれたものなど当町の物販と変わらぬものが販売されておりました。商工会やJAなどとの物産振興会を組織しての売り込みとのことでありました。世相を反映してか、偽りのないものとの認識や生産者とのコミュニケーションなどから好調な売れ行きでありましたし、また生産者と消費者との個人的なつながりから人的交流にもつながっておるとのことであり、生産者も大変やりがいを感じておるとのことでありました。

町長も広報に記しておりましたように、「何とかしねばできねべ」という時と私も思います。物販に向けた取り組みについての町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 初めに、農業支援についてお答えいたします。

水稻を基幹産業とする本町の農業構造において、ことしの米価の大幅な下落は農業経営への大きな影響が考えられ、町としましても農業所得の向上による経営安定は大きな課題であると認識しております。そのため、農家はもちろん、集落営農組織、農業法人にとっては今後の経営内容を再考し、米プラス路地野菜や施設園芸、畜産など複合部門を導入定着した所得向上と安定感ある農業経営を構築していくことが肝要であると考えております。

町では複合経営を推進するための具体的な目標として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、主たる農業従事者1名当たり360万円程度の農業所得を実現するため、経営規模別に20のモデル経営指標を示し、担い手や認定農家への経営相談に努めてきております。また、複合経営に取り組む担い手を支援するため、議員もおっしゃいましたが、県の農業夢プラン応援事業の活用指導と協調助成を実施してきているほか、町独自にブランド品目作付支援事業や農業マイスターによる技術指導を実施するとともに、産地づくり交付金においては出荷額の5%以内を助成するブランド品目出荷助成金交付などに取り組んできているところです。さらに、路地野菜や施設園芸、畜産などを取り入れた複合経営の推進のために、仙北地域振興局で取り組まれている仙北農業チャレンジプランに町職員を派遣し、県と一体となって取り組んでいるところですが、農業環境の変化を踏まえ、今後はさらに農業団体や県との連携を強化しながら、経営規模への技術的支援や県事業への協調助成の実施、町単独事業の継続実施に加え、農政課に設置してある担い手何でも相談室の活用促進を図り、関係機関と一体となって集落営農組織や農業法人に議員ご提案のと通りのモデル経営指標を示すなど、複合経営の推進に努めてまいりたいと考えております。また、そうした複合作物の流通についても農業団体等と連携を図りながら多様な流通の具体化による経営安定化を支援してまいりたいと存じます。

次に、農産物販売支援についてですが、米やブランド品目などの農産物を友好都市提携を結んでいる東京都大田区に通年あるいは定期的に流通させることは、安定的な農業経営の確立に向けて意義ある取り組みと考えております。現在、町ではO T Aふれあいフェスタなどのイベント開催時に美郷町のP Rと合わせて特産品や農産物のイベント販売を実施しておりますが、おいしい、懐かしい田舎の味であると喜んで購入していただき、持参した商品はほぼ完売している状況です。

こうした状況を踏まえて、今後大田区に通年または定期的に流通させるには、流通経路や販売方法、販売品目などさまざまな仕組みの構築と生産者側の生産量確保や栽培技術の統一などに取

り組んでいくことが必要と思います。そのため、まずは地元の農業団体や農業者と取り組みについて共通認識を醸成するとともに、役割分担を明確化させ、できるところから取り組む意識でその仕組みを構築してまいりたいと考えております。既に大田区に対してはこうした趣旨で協力をお願いしてきたところですが、町内では関係する農政課、商工観光課、企画課で庁内プロジェクトを立ち上げ、定期販売や通年販売の実現に向けてさまざまな角度から検討を重ね、取り組みの具体化に向かってまいりたいと考えております。

また、平成20年度から稼動する堆肥センターを付加価値化に絡ませて堆肥を利用して生産した農産物で極力ブランドイメージを形成させ、有利販売の礎の確立を図るとともに、農作業体験など大田区の消費者の方々との交流についても検討し、農業振興や観光推進など地域の活性化にも結びつけたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君、再質問ありますか。（「はい、再質問あります」の声あり）許可します。

○17番（深沢義一君） 再質問3点ほどあるんですが、一つずつ分けて質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、複合部門につきましての技術指導につきましては、ひとつ美郷ブランドの確立とといった観点からもよろしくお願ひしたいと思えます。

ところで、夢プランについてなんですけれども、新規の複合部門への取り組み、美郷ブランド品目の作付に当たっては、例えば若者の新たに取り組む方あるいは集落営農での新たな取り組みなどについて、これら非常に精査しなければならないことも多々あると思えますけれども、例えば若手がアスパラの栽培だとか、あるいは施設野菜、パイプハウス等についてだとか、そういったものについて現在の6分の1からもうちょっと頑張っていただけないものかな。それによって若手が一生懸命取り組みやすいような状況をつくり上げていただきたいものだなと思えますが、そういったことを検討していただきたいと思えますが、検討ということになりますと非常に答えも抽象的になろうかと思えますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 夢プラン事業につきましては、県の単独事業という形で実施され、それに町が協調助成で補助を上乗せするという形態をとっておりますので、県が来年度からの事業の趣旨をどういう形で構築し予算をとるのかによりまして、町としても考え方が変わってくるものと

存じます。したがって、現段階では明確な方向性を提示できませんが、まずは県がどういう趣旨で夢プラン応援事業の後継事業について予算措置を講ずるのかを十分に情報を入手してから、その後の町の対策について考えたいと思います。

議員ご指摘のより複合部門が定着しやすい、とりわけ新規就農者等に対する手厚い助成については、ご提言として受けとめさせていただきます。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 今の件に関しましては、質問の最初に抽象的な答えしかなかできないのではないかなというふうなことを申し上げたところでありますけれども、まずは夢プラン等の支援につきまして考えますと、必ずしも農家全体に均一でなければ平等でないということの考えでなくていいのではないかなと思います。若い人に多少なりともやる気を起こさせる、バックアップしてやるんだというようなことが根底にあるならば、例えば6分の1でなくてもトータルで3分の2ぐらいになるような形でとかお願いしたいものだなと、そんなふうにも思います。

次に、物販のことですけれども、これも現段階での答えということではできないことだと思いますが、これは質問の最初にお話ししましたように、平成20年度に向けてということの私からある意味提言でもございますので、抽象的なお答えになっても私としては一向に差し支えのないものというふうな思いをしておりますが、しかしながらぜひともというような意味で質問をしておるわけですので、よろしく願いいたします。といいますのは、物販については現段階でアンテナショップの開設あるいは担当職員の配置といったことも視野に入れておるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、三つと言いましたが、もう一つあわせて質問いたします。

先ほど来、大田区ということを対象に物販の質問をしておりますけれども、美郷町、当町においては台湾の瑞穂郷との姉妹提携もしておりますので、台湾への、瑞穂郷への売り込みということも検討していただきたいと思いますが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 再質問の物販関係についてお答えしますが、現段階のところではいかに経常経費をかけないで物流を構築できるような体制を組むのかということに力点を置いていますので、アンテナショップあるいは担当職員の配置までは現在考えておりません。今後より経常経費をかけないながらも安定してそうした物流が確保できるような姿が見えてくれば、そうしたこ



とも検討課題になるかもしれませんが、現段階では考えておりません。

それから、台湾瑞穂郷への売り込みについてですが、まずは東京大田区との関係あるいは物流の体制をきちんと構築することが重要であるというふうに思っていますので、まずは一兎を追いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君、よろしいですか。17番。

○17番（深沢義一君） 最後に、提言としてお話しして終わりたいと思います。

先ほど町長申されましたように、経常経費を新たにつくり上げるような体制というのはなかなか難しいかもしれませんが、この物販交流が緒につくまでは、ルールがきちっと敷かれるまでは、経常経費も、これは決してむだになるものではないと思いますし、費用対効果の上がるものと私は思っております。どうかひとつこの点もあわせて、平成20年度の予算編成に当たってよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、終わります。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午後2時10分）

---

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時20分）

---

◇ 高橋正治君

○議長（伊藤福章君） 次に、18番高橋正治君の一般質問を許可いたします。高橋正治君、登壇願ひます。

（18番 高橋正治君 登壇）

○18番（高橋正治君） 一般質問する前に、議長にお願いがございますけれども、実は質問の中に産地づくり交付金の質問が出てまいりますけれども、私も勉強不足でちょっと違う結果になっておりますので、そこのところを削除していただきたいと思ひますけれども。

○議長（伊藤福章君） はい、わかりました。

○18番（高橋正治君） よろしくお願ひします。

それでは、質問に入らせていただきます。

農業の振興策についてお聞きいたします。

私も今6番になりまして、質問事項がかなり重なる点がございませうけれども、皆さんの質問とはちょっと異質かもしれませんので、しばらくの間ご辛抱して聞いていただきたいと思います。

今農業は、今までにない米価の低迷、消費者の米離れなど、要因と思われる後継者不足など、どこを見ましてもよい材料が見当たらないのが現状です。今年度から始まった品目横断的経営安定対策についてもいろいろなふぐあいもあり、政府も見直しに入った状態であります。年ごとに変わる農政に農家は振り回されているように思われてなりません。肥料、農薬、機械、資材、償還金、土地改良に小作料などなど米価の低迷により頭の痛いことばかりです。

先般、農水省の打ち出した1俵当たりの米の生産価格は1万6,820円となっているようであります。ことしの米価を上回っているわけです。このような流れの中で、幾らかでも農家に日の当たるような施策がないものかいろいろと考えるに、私は、いろいろある作物の中で畜産農家との連携などもありますけれども、飼料稲、または飼料米が総合的に考えて適当でないかと考えます。なぜかと申しますと、今農業政策において一番の悩みは減反作物に何を植えたらいいかということではないかと思ひます。町では、この面積を最大限に有効に生かすべく、大豆、麦、飼料作物を主力に指導しておりますが、特に中山間地域や山間部では非常に条件的に難題であります。しかし、稲であれば植えることでできるわけです。そこで、ここに飼料稲あるいは飼料米を植えるのが最も理にかなっているのではないかと思ひます。

加工米も稲ではありますけれども、加工米ではどのような形であれいづれ人の食用に回っていきます。米が余っているとき、米をつくれれば米価が下がるのは当然のことであります。飼料用であれば、食用に不向きということで大丈夫ではないかと思ひます。また、栽培方法も農業機械も従来そのまま使用できますし、各種の助成金を使えば所得の向上にもなります。

また、普通米においては、食の安全安心をうたい文句に有機栽培を奨励し量より質の転換を図っておりますが、その最も原動力となるのが今建設中の堆肥センターです。4月オープンに向けて工事中ですが、約4億円の投資をして我が町の循環型農業の誇りとして、畜産農家はもとより有機農業の柱として長い間の念願の施設であります。町としては、最大限の協力体制をもって永続的な安全安心の食糧生産、栽培支援や畜産農家が安定して堆肥供給できる後方支援をする体制を維持していかなければならないと思ひますが、その意味においても飼料稲、飼料米は大切かと

思います。

また、近年においては、国際的に石油の値上がりが問題になっております。その急騰の影響によりまして、植物燃料であるエタノール生産に拍車がかかり、トウモロコシはもとより大豆まで値上がりしております。飼料の9割を輸入に頼っている日本は、いつ輸出削減の声がかかるかわからないのが現状であります。他国の、いや対岸の火事では済まない状況にあると思います。転ばぬ先のつえとは大げさかもしれませんが、飼料稲のホールクroppや飼料米では鶏や豚のえさなどの小動物のえさにもなりますし、敷きわらも自給できます。我が町の減反面積1,600ヘクタールに作付するものなら10アール当たり20俵近く収穫できると聞くだけで想像がつくと思います。また、飼料稲はバイオマスの原料になり、土壌に還元できるプラスチックや車の燃料エタノールはもちろん、バイオガスやバイオ製品などいろいろ考えられます。

私は、前にもバイオマスのことについて同じような質問をしていますが、あれから3年ほどたっておりますが、時代の急速な変化でもっと長くたつような気がいたします。町長のあのときのバイオマスの考え方として、コスト高で設備投資がかかるということの返答のようでしたけれども、今もその考えに変わりはないでしょうか。バイオ産業は限りない産業であり、特に農業分野、堆肥センターなどとタイアップするならば素晴らしいまちづくりができると考えますが、ぜひ我々農家に夢と希望を与え、美郷の大地に光が当たるように切に願うものであります。町長の考えをお聞かせください。

次に、振興策の二つ目、加工産業の充実について。

今さら言うまでもなく、農産加工品は生産原料の5倍から10倍の付加価値を生み出します。今の水田農業の衰退している現状を見るに、農産加工を語らずして農業の振興はないものと考えます。町長がいつも言っている地販地消も振興しつつ、もっと戦略的にやることがないか。農家がつくる一つ一つの加工品をどう商品化し販売戦略に乗せるか頭の痛いところですが、先般の友好都市、東京大田区とのOTAフェスタの議員研修にも参加させていただきましたが、さすが人口67万人の町、各方面からの参加者で種々雑多の品々であふれておりました。物を売るにはやはり大消費地が一番だと感じたところでもあります。

美郷町には今のところこれといったヒット商品こそありませんけれども、米を初めとしてあらゆる製品があります。町でももっと加工品や特産品に力を入れるべき。例えば、特産品開発課的な部署をつくり専門的な産品加工や販売流通までを戦略的に実践指導できるなどの母体を設けたらいかかと思いますが、本来自治体は営利を目的とするものではないと思いますけれども、地

方分権の名をかりれば収支を念頭に入れた行政も考える時代に来ているのではないかと思われませんが、町長の考えをお聞かせください。

次に、話は変わりますけれども、温泉施設に健康アドバイザーをとという質問でありますけれども、師走も半ばを迎え、寒さも一段と厳しくなってきましたが、こんなときは温泉が何よりです。温泉に入りきょうの疲れをとり、あすの鋭気を養うため、また健康にも何よりです。でも、温泉に入り立ちくらみや高血圧、動悸、息切れなどする方もふえていると聞きます。そんな不安があるときちょっと心得のある人に相談をするだけで安心します。そんな人が温泉にいてくれたら非常に心強いと考えます。これからの高齢化社会に向けて、できるだけ健康で長生きしていただくためにも、保健師さんのようなアドバイザーを美郷町各温泉に配置し、週に何回か巡回指導してもらえるのであれば幸いかと思いますけれども、町長の考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 18番、先ほど私に申し出になった一般質問の内容の削除について、削除していただきたいということでしたけれども、そのことについて答弁も必要はないということですね。（「要りません」の声あり）はい、わかりました。それでは、そういうことで町長の方から。

それでは、答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） それでは、一つ目のご質問にお答えいたします。

バイオマスは、90年代以降、地球温暖化対策や循環型社会の構築などの取り組みを通じて脚光を浴びてきていることは、議員ご存じのとおりです。中でも燃料への利用を目的としたバイオマスの取り組みについては、近年廃棄物の処理コストの高騰などから高度利用を模索する自治体がふえており、県でも生活環境文化部内に菜の花バイオエネルギーチームを設置し、バイオエタノールの取り組みについて、菜の花や稲わら、食用廃油など試験的に研究しているようです。しかし、企業化に向けては、原料の選定や流通対策、膨大な設備投資などからコスト的に見て相当の困難が予想されているようです。現状では、どこの自治体でもほとんどが実験的な利用にとどまっているのが現状です。町では、廃棄物系バイオマスであります家畜排せつ物を堆肥センターで処理し、有機質資源の再利用、再活用を図ることで循環型社会の形成などに寄与してまいりたいと考えております。

さて、飼料稲を利用した、例えばバイオエタノールの取り組みについてですが、現時点では、これまで申しましたとおり取り組みについての課題があるところですし、またこれまでの実績で

は化石燃料の4倍ほどの価格と言われておりますバイオエタノールの利用についても利用法等を想定しなければならず、現段階ではそうした課題解決の方向を見出せておりませんので、取り組みについては考えておりません。しかし、議員ご提案のとおり、バイオ産業が限らない将来の産業であることをかんがみますと、将来においてそうした課題が普遍的に解消され、バイオマスへの取り組みの一つとして産業ベースで視界が開けてくるとすれば、町としても検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、加工産業の充実についてですが、美郷町には個々の特色を生かした農産加工品や特産品が製造販売されており、把握している範囲では農産加工品の販売額でおおよそ5,700万円の売り上げとなっているようです。こうした農産物の高付加価値化につきましては、個々のアイデアや加工技術、販売力によって差が出るようだと伺っているところです。

そこで、議員ご提案の専門部署の創設等についてですが、現在のところ農業であれば指導団体であるJA営農センターが、商工業であれば商工会が相談窓口として機能しているようですし、さらには起業や専門的なことに悩んでいる方には県の食品総合研究所や普及指導課など関係機関が特産品開発について調査研究や支援を行っていると同っております。町が実践母体となつての特産品開発については、趣旨は理解いたしますが、現実的には年々縮小する職員と財政規模ではこうした取り組みに着手する状況にはないものと認識しており、まずは生産者や起業者が業を起す、起業がしやすい環境となりますように、町を初め関係団体の相談機能や各種の支援制度の充実、強化、またそうしたことで自主的な実施主体の育成に努めることが必要と認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、県の重点プロジェクトであります仙北農業チャレンジプランの中でもアグリビジネスの創出への支援があり、町としてはこうした取り組みとも連携を密にして支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、温泉施設での健康アドバイザーについてですが、町内の温泉施設では温泉法の規定に基づき禁忌症の表示をしながら利用者に対して注意喚起をしているとともに、大曲仙北広域消防署の指導のもと、年1回、従業員と職員が救急救命講座を受講しており、またそれぞれの施設においても年間を通して湯あたり等による体調変化が数件あるとのことですが、幸いなことに大事に至ったことはないとのこと。町内の温泉施設はいわゆる温泉療養施設ではないため医療技術を持った職員等の配置はしておりませんが、温泉職員が定期的に施設内を循環するとともに、ぐあいが悪くなった方の早期発見や利用者が気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めており、

今後ともこうしたことに留意していきたいというふうに考えております。

いずれ、こうした体調変化の状況や現在の温泉経営の状況を踏まえ、ご提案のアドバイザーを新たに各温泉に配置する状況にはないのではないかと認識しておりますので、どうかご理解をいただきますとともに、体調が変化されないように利用される方々にも適切な入浴を心がけていただきたいと思います。

なお、現在、福祉保健課には8名の保健師がおりますが、障害者福祉への対応や介護保険への対応など業務が拡大してきておりまして、通常業務の遅滞ない適切な推進には温泉施設への定期的な配置が困難でありますので、こうした点もあわせてご理解をいただきたいと思います。

また、全般にわたる健康相談につきましては、議員のご発言趣旨を踏まえ、より相談しやすい体制となるよう、住民を対象とした大きなイベントなどの際には健康相談コーナーを設けるなど住民が気軽に相談できる相談体制を充実してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 18番高橋正治君、再質問ありますか。再質問を許します。

○18番（高橋正治君） ただいまの温泉施設の答弁、それに私が一番力を入れたいのはバイオマス関係なんですけれども、今町長が言われるとおりにコストも高くてなかなか実現に踏み切ることができない自治体がまだ全国にいっぱいあるのも承知ですけれども、ただそっちの方向を見ているかということを知りたかったわけです。それによって、時間はかかると思いますが、我々の今の堆肥センターとか水稲の減反の作物などからかんがみて、将来必ず明るい展望が見える産業であるという観点から質問したわけです。これからも、また時代の流れとともにそういう話が多々出てくるかと思っておりますけれども、どうかよろしくご指導のほどお願いして終わります。

○議長（伊藤福章君） これで18番高橋正治君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 鈴木良勝君

○議長（伊藤福章君） 次に、5番鈴木良勝君の一般質問を許可いたします。鈴木良勝君、登壇願います。

（5番 鈴木良勝君 登壇）

○5番（鈴木良勝君） 質問通告書により質問させていただきます。

タイトルは、国体で活用した資源の今後の利用についてということでございます。

第62回秋田わか杉国体は、全町民に多くの夢と感動を与え成功裏に終了することができました。これも町長を初めとして町民が一丸となって取り組んだ成果であると感じておるところでございます。

さて、国体を開催するに当たりまして、町では総合体育館リリオス初め自転車競技用のバンクの新設、ボランティア組織の育成、または民泊の受け入れなどさまざまな準備作業を進めてまいったところでございます。その努力につきましては、並大抵のものではなかったと認識してございます。関係された方々に深く敬意を表するものでございます。

さて、国体が終了した今、それらの施設や組織が活用されずにいたとしたら非常に寂しいものを感じる次第でございます。そこで、私の提案でございますけれども、私も124校の民泊を受け入れた中の1人でございます。私は福岡県の少年男子のバドミントンを受け入れたわけでございますが、その監督が申ししておりましたけれども、これほどの設備が整った体育館は全国回ってもそんなに数多くはないということを申ししておりました。また、周辺の環境も広大な田園風景に恵まれ、またすぐそばに居酒屋もあるということで、周辺の環境も最高だというお褒めの言葉をいただきました。ただ、ここに宿泊施設がないというのが非常に残念であるというふうに申しおられました。私が提案するのは、これ機に大学や社会人チーム等、バドミントンがあるわけでございますが、この合宿の誘致に取り組んではいかがなものかというものでございます。宿泊施設については新設していただければそれにこしたことはないわけでございますが、民泊でも対応できるのではないかなど。まして、今国体で民泊の受け入れ手法等についても経験しておくことで、また町民の皆様も来ていただいたら何かお手伝いしたいなという気持ちもわいてくるものと思います。そして、これが実現しますと、大きな町の活性化にもつながるものというふうに考えてございますので、どうかその辺のところを町長のご見解を伺うものであります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご提案の大学や社会人チームの合宿の誘致については、「“人がふれあうまち”をめざして」というまちづくりの目標に合致する取り組みであると存じます。しかし、民泊の扱いについては、今回の国体と違って継続的に受け入れるには農家民宿の取り扱いとなりまして、旅館業法を初めとした関係法令の対象となり、保健所の許可を要するなど条件が厳しくなります。また、条件に合う家庭があっても宿泊先が分散するなど合宿の意義が薄らぐ懸念もあるところです。そ

のため、議員ご提案の趣旨を踏まえて考慮しますと、トレーニングセンターろくごうを活用しての取り組みが考えられます。また、交流事業ととらえた場合、かかわる町民の皆さんが多いほどその効果は大きいと考えますが、現在町では協働参画のまちづくりに関する基本方針を策定し、その具体的推進を目指しているところですので、こうした流れも考慮しながら町民の主体的な交流機運の醸成を期してまいりたいと存じます。

リリオスの利用につきましては、総合体育館ということもあってバドミントン種目のみならず多様なスポーツ種目に利用されておりますが、もとより今回の国体を契機に町内のバドミントン競技の発展は期待するところでありますので、県バドミントン協会を通じまして、大学や社会人チームの合宿誘致を働きかけてまいりたいと存じます。

また、自転車競技場につきましても、県内唯一の施設ということもあり、県民体育大会を初め高等学校の全県総体などの競技会が毎年開催されていますし、既に法政大学や明治大学自転車部の合宿実績がありますので、継続して誘致に努めるとともに、新規の開拓についても県自転車競技連盟を通じて合宿誘致を働きかけてまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、こうした取り組みは関係各位が知り合いにちょっと声をかけるところから小さい芽が育つものと存じますので、議員初め関係各位のご協力をお願いしたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 5番鈴木良勝君、再質問ありますか。

○5番（鈴木良勝君） 再質問はございません。ただいまの答弁で私の質問したことが町長に伝わっておるということを確認したと勝手に思っておりますので、これで終わりたいと思います。

○議長（伊藤福章君） これで5番鈴木良勝君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 熊 谷 隆 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、4番熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（4番 熊谷隆一君 登壇）

○4番（熊谷隆一君） 質問に入る前に、議長をお願いいたします。

質問内容につきまして資料をごらんになっていただきたいと思いますが、配付をお願いしてよろしいでしょうか。



○議長（伊藤福章君） はい。許可いたします。配付してください。

質問をお願いします。

○4番（熊谷隆一君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますが、8番目ということで、私も疲れておりますけれども、皆さんは大変お疲れのことだと思います。しかも質問の内容がバッティングする部分もありますけれども、町の活性化を図るためという趣旨でございますので、ご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最初に、町の農業振興について伺ひます。

食管法の廃止、ミニマムアクセス米の輸入、新農業基本法の制定、そしてことしから始まった品目横断的経営安定対策などなど、国の農業政策が大きく変わってきたことは、町の基幹産業である農業、とりわけ米づくりにも大きい影響が出ております。町の農業政策も、これまで当然国の方針に沿って進められてきてはおりますが、特に品目横断へ加入した担い手は大曲仙北管内はもとより秋田県内でも高率の加入状況となっておりますと言われております。その実績については、評価を受けることだと思います。ただ、この政策における最大の加入メリットである生産条件不利補正交付金や収入減少影響緩和交付金などは来年4月までかかって交付されるとされておられて、いまだメリットが実感できていないのが実情ではないかと思ひます。

ことしの米の作柄につきましては、秋田県はよかったものの全国的には平年をやや下回った作況であったと言われております。しかし、米の消費減と全国的な過剰作付によりまして、米価は1万円となってしまいました。このことは、きょうの質問にも出ておりましたけれども、農家の生活や営農に大きな影響を与えていますし、地域経済にも大きなダメージになっておると思われます。

そんな中で、先般行われましたおぼこ農協のお米コンクールで10人選ばれた米の匠に美郷町の生産者が9名選ばれております。この内容についての資料を配付していただいたところであります。このコンクールは、そんなメジャーなコンクールではないかもしれませんが、美郷町産のあきたこまちの食味のよさをアピールできる絶好の機会だと感じておりますし、また自信を持って販売できるのではないのでしょうか。

町の取り組みとしては限りがあるとは思ひますが、少しでも前向きな明るい展望の持てる施策を行い、美郷町産の農産物が有利販売され、農家の所得向上に結びつくように次の2点についてお伺ひいたします。

一つ目として、東京大田区民への美郷町産農産物の販売について伺ひます。

二つ目として、来年度から稼動する堆肥センターを利用して生産される堆肥を使った高品質の農産物の生産と販売についてどのような方策で臨むのか、考えているのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

次に、環境教育について伺います。

先般、インドネシアのバリ島で国連気候変動枠組み条約第13回締結国会議が開催されたと。舌をかむような会議の名前でありますけれども、このようなことがテレビで報道されておりましたけれども、これまではこんなのはおれには関係ないという気持ちでニュースを見たりしていたわけですが、ここ数年の夏の猛暑や秋田県が森林環境税の導入を決め県民に負担を求めることを決めたり、ごみの有料化が来年4月からなされるということなど、個人が環境維持のために負担をする時代になったと。また、環境に負荷をかけない生活が求められる時代になったということは、強く認識せざるを得ません。

町でもISO14001を取得して率先して環境活動を行っていると思いますが、町民はそれほど理解が進んでいないのではないのでしょうか。一口に環境といっても範囲の広いテーマだとは思いますが、町民に啓蒙したり、また町民が学びたいときのためにどのように対応していくのか、お伺いいたします。

一つ目として、基本的な環境政策について。

二つ目として、小中学校における環境教育について。

三つ目として、町民に対する啓蒙について。

四つ目として、環境問題の指導者について。

この4点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 初めに、農業振興についてお答えいたします。

初めに、東京大田区への美郷町農産物の販売についてですが、これまで町ではOTAふれあいフェスタなどの際、関係者のご協力のもと農産物のイベント販売を実施してきておりますが、今後は通年または定期的に販売することができないかと考え、先般大田区に対して美郷の農産物の流通についてご支援をお願いしてきたところです。現在のところ、そうした構想を具体化していくため、庁内に関係する農政課、商工観光課、企画課でプロジェクトを立ち上げ、定期販売や通年販売の実現に向けてさまざまな角度から検討を重ね、取り組みの具現化に向かってまいりたい

と考えております。

その体制整備は直ちに構築できるものではありませんが、農業団体や農家の方々と連携を強化しお互いの役割分担を確認しながら、現在までの交流を足がかりとして、例えば米の流通などできることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、堆肥センターの堆肥を利用した高品質農産物の生産と販売については、現在建設中の美郷町堆肥センターが来年2月末に完成し4月からは本格稼働に入る予定で、フル稼働しますと年間約3,000トンの堆肥が生産されます。生産された堆肥は農業の基本となる土づくりには欠かせない大切なものと認識しており、安価で良質な堆肥は町内農家の皆様から安心して使用していただけるものと確信しております。また、堆肥センターの堆肥を活用して付加価値のある農産物販売が可能であれば、農家経営の安定にも大きく貢献するものと考えます。そうした農産物をただいま申しました大田区への農産物流通と絡めて、付加価値農産物としてブランドイメージを定着させることができれば有利販売にもつながるように思いますので、そうした体制の構築に向けて生産対策や流通対策、販売対策など、農業団体の主体的な取り組みと連携を図りながら高品質農産物の生産拡大と有利販売に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境教育についてですが、初めに基本的な環境政策についてですが、現在大きな社会問題としてクローズアップされているところですが、まさに身近な問題でもあり、それぞれが関心を持って対応する必要があるものと認識しております。町においては、とりわけ美郷のイメージの核心でもある水環境について今後とも維持保全していくことが必要との認識から、町の環境保全基本条例とは別の視点で新たに水環境を守る啓発条例を策定し、町民各位が水に認識を深めていくよう現在その素案づくりに着手しているところです。町としましては、今年度中に、仮称ですが水環境保全条例案を議会からご審議いただき、成案となりましたら来年度から水環境を守る具体の取り組みを条例の趣旨を踏まえながら推進していくとともに、環境保全基本条例に基づく環境基本計画をあわせて策定し、環境全般に意識を持って取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在環境に関する取り組みでは、野焼きの禁止による大気汚染や温暖化の防止、不法投棄の防止や下水道合併浄化槽の導入、地下水涵養池の設置による水環境の保全、議員がおっしゃいましたISO14001による環境負荷の軽減などに取り組んでいるところです。

次に、小中学校における環境教育についてですが、学校における環境教育につきましては、主

に社会科の授業、総合的な学習の時間や特別活動の時間を利用し、自然環境やごみ問題について学習しております。内容としましては、町で作成した副読本を活用しながら自分たちの地域に密着した水環境に関することや家庭のごみの行方を探るなど、体験学習や調べ学習を中心に子どもたちがみずから課題を見つけ考えて行動する環境教育に取り組んでおります。

具体的には、小学校においては、家庭からのごみの種類や量を調べ、どのように処理されているのか、実際に大仙美郷クリーンセンターを見学。ふだん目にすることのない場所や、それにかかわる方々の仕事を見学し、お話を聞くなどごみ処理の仕組みを学習したり、ごみを減らすための工夫を授業の中で発表したりする学習をすべての小学校において実施しております。

中学校においては、学校周辺の清掃に関する奉仕活動を生徒会が中心となりみずから実践したり、ミニソーラーカーを製作しエネルギーについて学んだりしております。また、ほとんどの小中学校においてリサイクル活動の一環としてプルタブや空き缶の回収を家庭と協力しながら実践する中で、環境問題への関心を高めております。

さらに、町の事業としまして、シズの学校を企画し、水生昆虫の観察やイバラトミヨの観察などを行いながら、水質保全の面からの環境教育も実践しております。

このように、さまざまな活動を通して身の回りの事柄について深く見つめ、身の環境保全に力を尽くす態度や意欲を育てる学習活動を実践しております。

次に、町民に対する啓蒙についてですが、環境問題についてはマスコミ等でも毎日のように取り上げられているところであり、住民の方々においても関心のあるところと承知しております。そのため、先ほど申しました環境に関するさまざまな施策を展開するとともに、広報等を通じて各般の情報を提供し啓蒙を図っているところですが、もう少し町民全体に環境への意識を定着、拡大させたいとの思いもあるところです。そのため、今後につきましては、先ほど申しました水環境保全に関する取り組みや環境基本計画の策定等を通じて一層の意識啓発を行ってまいりたいと存じます。

次に、環境問題の指導者についてですが、環境問題に関しては県のリサイクルリーダーや町の廃棄物減量推進員あるいは不法投棄監視員など一般の方よりも情報が入りやすく具体的な取り組みを実践されている方が多くいらっしゃいます。また、ある地区では地域の財産である湧水を守り次の世代に引き継ごうとするボランティア組織を結成し専門家の助言をいただきながら保全活動を行っているグループもあるところです。こうした方々の頑張りには敬意を表するとともに、ご承知のとおり、環境につきましては一部の方々が何かに対応すれば環境が維持されるというも

のではなくて、そこに住む皆さんが意識を持って自分ができることを着実に実践していくことが肝要と存じますので、環境問題については全住民がそれぞれ指導者となるくらいの意識と気構えが必要と認識しているところです。今後ともさまざまな取り組みに多くの方々からのご理解とご参加をお願いいたしますとともに、町としましては各般の取り組み並びに情報の提供に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（伊藤福章君） 4番熊谷隆一君、再質問ありますか。許可します。

○4番（熊谷隆一君） ただいま答弁をいただきました。その中で、1点だけ再質問をさせていただきます。

一番最後に答弁いただきました環境問題の指導者のことについてでありますけれども、きょうも一般質問の中で農地・水・環境の質問が出されております。39地域の実施ということで、町の面積の50%以上がカバーされてはおると思っておりますけれども、その活動の中で小学生や地域住民に関する自然保護や環境の学習といたしますか、そういう項目があります。私もこの資料を見なければ詳しい表現できませんけれども、そういった中で、先ほどの答弁では地元の有識者といいますか、先輩あるいは有識者によってということですが、その農地・水の事業ではそれだけではやはりちょっと深まらないといたしますか、活動の中身、それから勉強の中身が深まらないと感じておまして、その点について、例えば学校の先生を退職された方だとか、一般の方よりも環境について体系的に理解が進んで、しかも説明ができるような人を、ボランティア的な活動で結構だと思っておりますけれども、あるいは町職員の中でもそういう知識に詳しい方がおられると思しますので、何とかして活用できないのかということについてお伺いするものであります。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 環境のどの部分について知識を有するかというところがポイントになるかと存じますが、町の方では人材バンクというものも教育委員会が所管してやっておりますので、極力そういった人材バンクに環境の知識のある方々を登録していただき、その分野にもよるんでしょうが、地元の方々が必要な人材を見つけていただいて、ぜひ活用し、その人材バンクも生きるようにしてもらいたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 4番熊谷隆一君、よろしいですか。

○4番（熊谷隆一君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで4番熊谷隆一君の一般質問を終わります。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第9、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき  
同意を求めることについてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町固定資産評価審査委員会委員であります泉龍弘氏は、平成19年12月17日に任期満了となりますので、上記の方を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第1号についてこれより採決いたします。

お諮りします。同意第1号について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第10、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき  
同意を求めることについてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町固定資産評価審査委員会委員であります小西弘蔵氏は、平成19年12月17日をもって任期満了となりますので、再び選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第2号についてこれより採決いたします。

お諮りします。同意第2号について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第11、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町固定資産評価審査委員会委員であります藤田 智氏は、平成19年12月17日に任期満了となりますので、再び選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第3号についてこれより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

次に提案される議案は、美郷町教育委員長職務代理者照井成一君に関係がありますので、美郷町議会の運営に関する基準第60条の規定により本人の退席を求めます。

（本人退席）

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第12、同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町教育委員会教育委員であります照井成一氏は、平成19年12月17日をもって任期満了となりますので、再び選任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。どうかよろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

（照井教育委員長復席）

---

### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（伊藤福章君） 日程第13、議案65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 小川順道氏の辞任に伴い欠員となっております人権擁護委員につきまして、これまでの経験、また識見を踏まえまして、吉水是真氏を推薦いたしたく、よろしく願い申し上げます。

○議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案65号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。よって、議案65号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

19日午前10時本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 1 8 分）